

# 総務建設常任委員会

平成30年3月9日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年3月9日(金) 午前9時30分 開会  
午後6時10分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	岡本吉司
委員	吉村始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘
〃	吉村優子
〃	西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	西井覚
〃	内野悦子
〃	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	谷原一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	飯島要介
企画部理事兼企画政策課長	岸本俊博
人事課長	前村芳安
〃 補佐	中井智恵
企画政策課長補佐	高垣倫浩
情報推進課長	板橋行則
総務部長	安川誠
総務財政課長	米田匡勝
〃 補佐	吉村浩尚

	〃	補佐	中	文	子
	〃	補佐	内	蔵	清
生活安全課長			門	口	昌義
	〃	補佐	植	田	和明
	〃	補佐	村	田	真也
税務課長			仲	川	早苗
	〃	補佐	森	本	欣樹
都市整備部長			増	井	良之
建設課長			松	本	秀樹
	〃	補佐	福	井	敏秀
	〃	補佐	石	橋	和佳
都市計画課長			吉	村	雅央
	〃	補佐	安	川	博敏
	〃	補佐	奥	田	雅彦
産業観光部長			池	原	博文
農林課長			芝		浩文
	〃	補佐	勝	浪	栄次
商工観光課長			岩	永	睦治
	〃	補佐	小	滝	由美
会計管理者			下	村	喜代博

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長			中	井	孝明
書記			吉	田	賢二
	〃		高	松	和弘
	〃		山	岡	晋

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

議第12号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

議第13号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

議第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）

議第15号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）

議第16号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）

議第17号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）

議第18号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （１）道の駅かつらぎに関する事項について
- （２）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （３）国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- （４）行財政改革に関する事項について
- （５）公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**下村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

3月議会ということで、連日、皆さん方、大変お忙しい中、きょうは総務建設常任委員会ということでございます。傍聴の方も来ていただいておりますし、報道の関係者の方も来ていただいております。最後まで慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

委員外議員の方の紹介をいたします。内野議員、杉本議員、梨本議員、奥本議員、谷原議員、以上でございます。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますのでマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第12号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** おはようございます。都市整備部長の増井でございます。

ただいま上程されております議第12号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する政令が、平成29年6月15日に施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

今回の法律改正は、都市農業振興基本法に基づき閣議決定された都市農業振興基本計画において、都市政策上、都市農地を貴重な緑地として明確に位置づけ、都市にあるべきものとの方針転換がなされたことから、今回、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法等の改正が行われ、都市緑地法で市民緑地の整備を促す制度の創設及び担い手として民間主体を指定する制度の拡充が行われたことに伴うものでございます。

それでは、お手元に配付しております新旧対照表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、2ページの方でございます。条例第2条の3中、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、市の区域内で10平方メートル以上、市街地で5平方メートル以上とありますが、それぞれ市民緑地が存するときは、当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除した面積以上とすることとされたため、条例の中に市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除する旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、4ページの方をお願いいたします。条例第2条の5におきまして、第6項として、民間業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設され、当該公募対象公園施設の建築面積の上限を、都市公園の敷地面積の100分の10を限度する緩和規定を追加する

ものでございます。

次に、条例第2条の6といたしまして、当該運動施設率を規定するもので、都市公園内における運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について、国が示しております参酌基準を採用し、100分の50とする旨を追加するものでございます。

次に、7ページから8ページの方にかけてでございますが、条例の規定上、法律第5条第1項または第6条第1項もしくは第3項の許可による使用料の徴収根拠の規定がないため、条例第9条の2に使用料規定を、条例第9条の3に使用料の減免規定を、条例第9条の4に使用料の還付規定を追加いたしております。

条例第11条の2に立ち入り検査の規定を加えるものでございます。こちらにつきましては、11ページから12ページの方になっております。

そして、条例第14条についてでございますが、占用料の文言を削るものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 条例の説明をしていただきました。第2条の5の第6項ですけれども、都市公園の敷地面積の建蔽率やと思うんですが、今現在100分の2になつとると思うわけやけど、これが100分の10に変わるという解釈でよいのかどうかということと、いわゆる公園の敷地面積に対する運動施設の面積100分の50になってるわけやけど、今現在の葛城市の公園の敷地の中で、この面積の基準どおりになってんのかどうかということですね。

それと、住民1人当たり10平方メートルということになってるわけやけど、もう既に葛城市は10平方メートルは確保していると思うんですが、その辺の3点について伺いたいと思います。

**下村委員長** 吉村課長。

**吉村都市計画課長** おはようございます。都市計画課の吉村でございます。

ただいまの岡本副委員長の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第2条の5に第6項として追加した部分でございます。公募対象公園施設である建築物に限り、100分の10を限度として、第1項で規定しております100分の2を超えることができるということでございますので、トータル100分の12までが限度ということになってございます。

それから、2つ目の第2条の6、公園施設に関する運動施設の割合でございます。こちらにつきましては、運動施設といたしますのが、野球場、陸上競技場、サッカー場等々ございますが、本市におきまして、一番運動施設としての敷地面積が大きいのが、新町運動公園でございます。そちらの面積を計算いたしますと、49.6%ということになってございます。これは、サッカー場につきましては、ワールドカップですとかオリンピック、国民体育祭の規格を十分満たしておる面積を確保できていると。それから、野球場につきましても、公認野球

場の規格にほぼほぼニアリーな状態でございます。ただし、ファウルグラウンドにつきまして、若干面積が不足しているというところでございます。ほかの公園につきましては、運動施設はそんなにございませんので、新町運動公園で49.6%というところでございます。

それから、葛城市における1人当たりの公園面積でございますが、全体で9.6平方メートルというところでございます。これは、平成29年度に整備をいたしました西室公園も含めまして、当然ながら寺口・太田地区のしあわせの森公園も含んでおります。最新の数値としては9.6平方メートルということになってございます。

以上です。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、答弁いただきました。建蔽率の関係につきましては、もともとの100分の2プラス100分の10と、トータルで100分の12までふえたと、こういう解釈でいいわけですね。

それと、公園面積については、一応50%以内ということに確保されているという解釈でいいわけですね。

ただ、市民1人当たりの緑地面積が10平方メートルを超えていると思っただけやけども、トータルしたら9.6平方メートルということやから、もう少し公園整備をしていくことによって確保できるということやんな。ということは、合併によって、1人当たりの面積が減ったと、こういう解釈ではないわけか。ということは、もともと合併前は10平方メートルを超えておったように思っただけやけども、人口が増加したことによって、1人当たりの面積が減ってきたと。そういうふうに解釈しとるわけやけども、その辺だけ、1点だけお願いしたいと思います。

**下村委員長** 吉村課長。

**吉村都市計画課長** 今、手元に旧町時代の人口ですとか公園面積というものが資料として持ち合わせておりませんので、また調べまして、後日報告をさせていただきます。

**下村委員長** よろしいな。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次に、議第13号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の安川でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されています議第13号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。

本条例案の主な内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法が平成28年11月に改正されまして、平成29年度以降、扶養手当の支給が段階的に変更されることとなっております。一方、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、いわゆる基準政令におきまして、損害補償の算定の基礎となる額の加算額などにつきましては給与法をもとに定められておりまして、給与法の改正に合わせ政令が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げたいと思います。

この表の左側が旧条例でございまして、右側が今回の改正分をあらわしております。また、赤字のアンダーラインが修正箇所となっております。

初めに、1ページの方をごらんいただきたいと思います。第2条におきましては、損害補償を受ける権利について規定をいたしておりますが、左側の旧条文中、4行目の同法第36条の文言を、これらの規定を同法第36条第8項に、また、次の行の及び第36条を、及び第36条第8項に改めるものでございます。これは、消防法第25条において、火災に係る内容の記載ではございますが、水防以外の土砂災害、崖崩れ、雪崩、テロ、化学物質汚染などの災害に携わった場合についても準用するために改めるものでございます。

次に、4ページの方をお開き願いたいと思います。4ページの方の第5条第3項でございます。こちらは、非常勤消防団員等が死亡もしくは負傷の原因である事故等に遭われた場合に、損害補償を受けられることとなりますが、その計算の基礎となる補償基礎額についての加算額を、第1号の配偶者、第3号の22歳に達する日以降の最初の3月31日までにある孫、また第4号の60歳以上の父母、祖父母、次に第5条の22歳に達する日以降の最初の3月31日までにある弟妹、次に第6号の重度心身障害者のいずれかに該当する扶養親族は、1人につき217円に改め、また第2号に該当する22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき333円に改めるものでございます。

また、本条例の附則第1では、施行期日を平成30年4月1日とし、附則第2については、経過措置について規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。



質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回上程いたしております議第14号、工事請負契約の変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

葛城市防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、昨年7月27日に契約につきまして議決をいただき、現在、その工事を進めさせていただいておりますが、今回、各戸配付につきまして、戸別受信機とLEDライト400台を追加購入させていただきたく、変更契約の締結につきましての議決をお願いいたすものでございます。

当初契約におきましては、契約金額が8億2,080万円でございますが、今回追加いたしますのが、812万1,600円を追加し、変更後の契約金額を8億2,892万1,600円といたすものでございます。なお、契約の相手方につきましては、大阪府大阪市北区梅田3丁目4番5号の日本無線株式会社関西支社でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、議第14号で上程になっております請負契約工事の変更ということですが、今、部長のほうからの話では、戸別受信機400台追加をすると、こういう説明だったと思います。以前から、私が言うとなのは、大字説明会、ずっと回られた中で、特に旧新庄町の方やと思うわけやけど、屋外ランペットのことがどこの大字へ行ったか出てくる。戸別受信機だ

けを400台、今、追加をする理由ですね。屋外トランペットは、設置できない理由ですね。それと、当初1万4,800台の契約であったと思います。このときに、どういう想定をして1万4,800台になったのか。今、平成30年の予算の広報の配付、1万4,600世帯となつとる。その400台の追加をする理由ですね。それと、先ほど言ったトランペットを設置できない理由についてお尋ねをいたします。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

今回、トランペットを設置するかどうかということで、その方でちょっと話しさせていただきたいと思います。

今回のトランペットの設置でございますが、この事業につきましては、一番住民さんの方に必ず的確に情報を伝達できるものとしまして、戸別受信機を平成29年度配置させていただく。そういう形で事業を行ったものでございます。戸別受信機が一番情報伝達にとって的確であるという考えのもとでさせていただきました。

今回、外部スピーカー、屋外拡声子局の方でございますが、その方につきましては、前にも説明させていただいたかと思いますが、終わってからまた、この方につきましては、一旦その形でさせていただく予定で考えておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

それと、あとこの400台の分でございます。なぜ追加させていただいたかでございます。この方につきましては、これは人口の増加分、来年度、再来年度、その2カ年の人口増加、大体年間200人おられます。その人口増加の分を、今の防災・減災特例債、事業債を活用しまして、その分も契約の中に一緒に入れまして購入させていただく。そういう形で考えておる次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、答弁いただきました。同じ質問をしている答えに対して同じ答え。私は、何遍も言うのやないけども、最初にトランペットの要望を出しました。そのときは、まだ大字説明会が終わってなかった。ところが、今、大字説明会はほとんどもう終わっておる。その中で、かなりの大字が、やはり今既に、旧新庄の場合は個々にスピーカーがついている。屋外にもトランペットがある。防災行政無線、起債で後で交付税措置をしますよと。補助対象と同じ形になってくるわけやんな。それに対して、なぜそんだけの要望があるか。やはり屋外で仕事をしている、こういう人はやっぱりまだかなりおられるということの中で、各大字へ行っても言われる。前にも言ったように、防災行政無線のスタートは何やねん。もともと屋外、スピーカーからスタートやねん。それを、東日本大震災で、戸別受信の設置をして、中におる人も知らせないかんということから、国の助成といいますかそういう制度が始まって、住民に情報伝達をきちっとするという趣旨で、国の方の事業はできてあるというふうに思っているわけです。

やっぱり市長がおっしゃるように、日本一より市民第一。ですから、やっぱり市民の声を

聞くという姿勢を持ってもらいたい。そういうことで、この防災行政無線、出るたびに、私はトランペットの要望をしているわけです。しかし、今の話であったら、する気はないと。それか、とりあえずこのままさせてくれと。後で、そういう要望がどんどん出てきた場合には考えていくという解釈もできると思うわけやけども、後でしたら、全て単独予算になる。今、課長の話のように、400個を追加することによって起債対象になってくる。そうであんねやったら、これは言っていないかどうかわらんけども、もっと初めに、例えば5年分なら5年分、大体これだけふえるだろうという想像でされなかったのか。せやから、私が聞いたように、一番当初1万4,800台、この根拠は何ですかというような聞き方して、根性悪いか知らんけども、そういうことや。

今、課長の説明では、2年、3年見て、戸数が大体年間200かぐらいはふえてくるであろうと。今、このときに起債対象に上げといたら節税にもつながる。市民からいただいた税金、投入せんでもいい。これはわかりますがな。それであんねやったら、先ほどのトランペットも、今このときにしとくことによって、市民からいただいた税金が安くなる。少しでも使わんでもいい。こういうことにならへんかということ、私はお願いをしているわけです。答弁よろしくをお願いします。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいまの岡本副委員長のご質問でございますが、いろいろな経緯を踏まえていかないといけないと思いますが、まずは私が就任をさせていただいた平成29年1月、その直前に、1回目の、もともとこの当該デジタル化の契約の手続がなされたと。その後、これが適正に、どうも応札の募集の応募いただける業者が非常に少ないということで、大急ぎで仕様を見直そうということをやってまいって、それに伴いまして、もともと平成28年度で1度予算を計上いただいていたものを、平成29年度に計上し直したといった経緯をたどっておりまして、その中で、業者の選定のプロセスにかかわるところの仕様については、随分いろんな業者が競争に参加いただけるように見直しをしたわけでございますが、整備の方式の基本的なところについては、実はベースの部分はずっと平成28年度に予算をお組みいただいた状況から変わっておりませんので、そういった意味では、岡本副委員長おっしゃるように、もともとその段階で屋外のスピーカーにつきましては、その当時の設計の思想といたしまして、屋外に非常に不特定多数の人が活動なさっているところ、これは屋外のスピーカーも要るだろうということで、当時13カ所は屋外を残す。例えば第一健民でありますとか、屋敷山公園でありますとか、そういったところには残すと。ところが、基本的には戸別受信機という、非常にコストは高コストではありますが、一番住民の命にかかわる情報を的確に届ける方式を選ぶということでありましたので、その方式を継続をしたというところでございます。

今回、変更契約をお願いをしているわけでございますが、基本的には平成29年度当初予算で一度計上替していただきましたけども、当初予算のときの仕様といいますか方針、これを大幅に変えるようであれば、もう一度いろんな議論が必要かと思いますが、今回、残念ながら戸別受信機の数については、当時の仕様の中で十分にその後の人口増加を反映された個数

の見積もりからすると、若干少なめであったのではないかということで、来年度たちまち追加の購入が必要になってくる。実は、当初は平成30年度予算案の査定の中で、平成30年度購入分として、もう平成30年度の世帯増については、これも入れていきたいんだというふうな要求が、実は担当部局からありましたが、それであれば、これは岡本副委員長もおっしゃるように、今回の契約の中に入れておけば、緊急防災・減災事業という有利な起債の対象になるので、それであれば、その分については、今回、個数は追加で買わしていただく。これが、まず今回の変更契約の内容でございます。

したがって、後ほど補正予算案の説明も出てまいります、この追加の購入分を差し引いた上での不用額については、今回減額の内容を、後ほどまたご説明いたしますが、補正予算案としては入ってございます。

一方、以前から岡本副委員長の方から再三問題提起ということでご提案をいただいております屋外スピーカーの方でございますが、これにつきましても、戸別受信機と同じ話で、実は区長会を既に2回経ておりますので、各大字の区長さん方からも、いろんな意見を出していただいて、意見交換をさせていただいております。最新の区長会するときにも、こういう説明をしております。まず改めて確認をしていただきたい、防災行政無線で、まずお伝えしなければならない情報は何か。これは、人の命を守るため、自分の命を自分で守るために必要な情報を、一番的確にお届けをする。それについて、高コストなやり方ではありますが、戸別受信機という一番確実な方法を選ばせていただいたということでございますので、それに付随して、旧新庄町、當間町、それぞれで旧の設備がございますので、その使い勝手と多少変わるところがございますが、まずは現在の戸別受信機の方式でお使いいただいて、なれてくださいと。その上で問題があれば、そのときにはまたいろいろとご意見も聞きながら、ご相談いたしましょうという説明をしております、区長会では、それが葛城市の住民全員の総意とは申し上げませんが、直近の2回の区長会ではそういったやりとりをさせていただいて、一応それ以上の異論は出なかったということで、おおむねご納得いただいているのかなと思っております。

したがって、今、必ずもう絶対、将来、未来永劫にわたってしない。そんなことは断言をいたしておりませんが、まずは今までの習慣から変わることについて、いろいろと市民の皆さんも違和感とか抵抗感のある方もいらっしゃるかもしれませんが、まず市としてこれだけの予算額としては約10億円の予算を一旦用意してつぎ込むという覚悟をした上で、一番自分の命を自分で守るために必要な情報をお届けする形として戸別受信機を選んだということをご理解いただいて、まずは使ってくださいということをご説明をし、お願いを申し上げておるところでございます。

ちなみに、自分の命を自分で守る情報が一番必要な場面というのは、やはり風水害等でございます。台風の進路予想等で予測ができるときで、外で大雨が降っているとき等でございます。そのときに、屋外スピーカーについては、通常の行政情報をお流しするときにも、何か放送が流れていたんだけど、聞こえへんだから、あれ何というふうなお問い合わせが必ずございます。そういった屋外スピーカーに頼るのではなくて、多分多くの皆さんが屋内に

いらっしゃる状況の中で、避難に必要な情報等を一番確実にお届けする方法として、戸別受信機を今回選んでおりますので、一旦は戸別受信機につきましては、この方式をお使いいただきながら、それでもどうしてもいろんな問題が出てくるということになれば、そのときには、再度いろいろとご相談、ご協議をしていかせていただきたいと思いますと思っております。

先ほどの課長の答弁も、こういったことをお伝えをしたかったわけですが、ちょっと説明の丁寧さを欠いておったように思いますので、改めてご説明をさせていただきました。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** いつも副市長の答弁、同じ答弁やと思います。去年の1月十何日に就任していただいて、県庁の方もお世話になって、やっと予算ができたということは、私は感謝を申し上げているつもりです。今、一番おっしゃった自分の命は自分で守る。これが、戸別受信機だけで対応できるんか。中におる人は聞こえる。しかし、災害を未然に防ぐのが行政の仕事や。外にも人はおるから、中にはおって聞こえたけども、外におった人が聞こえへん。そういうことでは、行政サービスの低下と違うんかということやから、両方に、屋外も屋内もつけてもらいたいというのが、私がいつも言うとのわけ。

区長会という話も聞いていますよ、担当課から。区長会で話が出えへんのに、大字に回ったときに、何でこのくらい話が出てくんねん。屋外あった。もともと外で仕事しとって聞こえた。中におっても聞こえた。それが、今、防災行政無線になって、中におらん聞こえへん。外は一切聞こえへん。これはどういうことやねん。サービスの低下違うんかいと言うて、門口課長がだいぶ責められたと思う、各大字に行って。せやから、何も私の言うことを全部聞けとか、どないかせえということやなしに、行政としてどういう仕事をせないかんのか。今、副市長がおっしゃったように、自分の命は自分で守る、これは一番大事なことやねん。それをしていこうと思たら、外も中もつけるということやないと、自分の命を守られへんやないか。何もお金があるからせえということやなしに、戸別受信機を重点に置かれるのはようわかる。せやけども、やっぱし市民サービスをしていこうと思たら、そら余計な費用もかかるかわからん。それによって人の命が救えるとしたら、人の命は何ぼで買えるかということやねん。今、言われたように、大雨はいつ降るかわからん、地震がいつ来るかわからん、これが災害や。災害なんていつ来るかわからん。しかし、外におったときに、地震がいつて家が潰れた。中におったらわかるけど、外におったらわからへんねん。せやから、両方つけたってほしいねん。ようつけよと言ってんのと違う。少のうても、今ある箇所だけでもつけたってほしいということ、私は再三言ってるわけやから、今、ここで、もう3回目の質疑になるから、答弁もらいませぬので、決して、今、副市長おっしゃるように、絶対つけませぬということをおっしゃっているということは、私も思っておりませぬ。ですから、できるだけ早い時期に、そういう屋外もつけてもらいたい。つくまで、私はお願いいたしますで、そういうことでよろしく願いいたします。

**下村委員長** そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 岡本副委員長の言われるのは当然やと思います。しっかり努力してほしいんやけれども、うちの大字につけに来られたのは、日本無線の社員の人のなのかアルバイトの人のなのかちょっとようわかりませんけれども、中戸の方は、ちゃんと入ってんのかと、この無線が。旧新庄地域というのは、防災の無線というのは初めてなんで、有線でやってたから。入ってんのかいなど、いや3分の1近く、ちょっと文句を聞いてますねんと、こういうふうな話や。どういふことやねんと。やっぱりうちらだって、別に広い家ではないんですよ。それやのに、いやこの部屋は電波が入りませんねんと。戸別受信機を電波が入るところへ持って行って、そこしか入らへんさかい、そこへ置いといてください。せやかて、そんなとこにあったって、普通に聞こえへん。電波の入るところへ置けという。区長、こういうふうなことを言ってるけれど、一軒一軒ちょっとちゃんと聞いたらんとあかんやとということで、聞いて回ってくれはったんですよ、だいぶ手間やけど。

そしたら、全然まだ来ていないという家も含めて、やっぱり辛抱して聞いているというか、今言ったように、持っていかれたところ、そこへ置いといてくれと言われたところやさかいに、そこでは聞こえませというふうな話やから、日本無線という会社は、僕はどういうふうな形で入ってこられたか知りませんが、旧當間町のときはパナソニックの機械で、それでそこに何か特記仕様の書き方が1社みたいなことで、こんなでは値段高なるさかいにというて、日本無線のこれ。せやけど、日本無線というのは立派な会社やと思うけれども、うわさでは、パナソニックがえらいい車やけど、これはちょっとだいぶ技術的にもいろんな差があるでというふうなことを、うわさで聞きますんや。せやから、余り私が言うと、日本無線の邪魔しているようなことになったらあかんで、せやけども、それだけの何か性能に差があるようなことを聞くし、値段も大事やけど、さっきおっしゃったように、人の命を守るから。2億円ほどの差なのか、何ぼなんかは私は知らんけれども、せやけど値段も値段やけども、まずはちゃんとしたところへ置いて、ちゃんと受信できるように。これはメーカーなのか、担当が一々回らへんでも、やっぱりそこらのところのきめ細かいフォローをして、それで、アンテナをちょっとそこから延ばさなあかんねやったら、そういうふうなこともやっぱりちゃんとせんと。今、岡本副委員長が言ってるような答弁に対して、いや屋内でちゃんと人の命を守るためにと言ってるけども、うまく聞こえへんで、あるべきところになかったら、そんな話にならんわけやから、そこらのフォローについてどうされているのかということ。そこらをちゃんとフォローをするような体制をとってもらいたいということで、そういう体制をとってんのかということが1つ。

それと、いろんな形態があると思うけど、例えば夜はここで住んでいるけれども、近くで一軒家やけど、こっちでちょっと仕事をしているとかいろいろあるわな。そのときに、もう一台欲しいさかい、お金を出してでも欲しいとなったときに、この前聞いたと思うんやけど、もう一台追加やったら4万円やろ。どうにかもう半分以上ぐらいは出してもいいけどもというふうなあったら、どないかならんのかいなど。そんないろんな形態があるんで、ちょっと

これだけの数をこれだけやるさかいに、どうにかならんのかいなど、もう一台。いろんな生活形態があるわけで、命を守るねやったらね。そういう無理なことは無理で言ってくれたらいいけど。とりあえず、あるべき場所でちゃんと聞こえるように、これは設置するような努力はやっぱりちゃんとしてもらわんなんし、その調査をして、実際、それぞれの家がちゃんと機能しているということを確認できるような体制をとっていただきたい。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。

ご迷惑をおかけしております。中戸の地域でございますが、新庄庁舎からの電波というものを受信しております。離れているという影響、また地形的に高低差があるということがあって、山陰や低いところは電波が届きにくい。そういう影響が考えられるということになっているのかなと思います。受診状況の悪い場所につきましては、屋外アンテナをつけさせていただいて、対応させていただきたいと考えておる次第でございます。

中戸の区長様の方より、聞こえないというような家庭の方、聞かせていただいておりますので、またもう一回家庭の方を回らせていただいて、必ず聞けるようにさせていただくことを考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いしたいと思います。

**下村委員長** 安川部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

追加の料金の方でございますが、今、委員おっしゃられましたように、4万円の消費税ということで、今よりちょっと倍ほどする、うちの方で購入するのが倍ほどこれからかかってくるということでございまして、ただ、それについては逐一業者の方と交渉してございまして、若干とも安くなるように、まだこれからも再度会社の方と交渉を重ねていきたいと、今のところ考えておる状況でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと課長、言うことを選んで言わんと、山手の方やから聞こえんのしゃあないと、それは余りな言い方。うちらが山手であろうと何であろうと、生きてんねんで。防災無線が要るねんで、これ。ちょっと気づけて物言わんと。

それで、そういう形やさかいに、聞こえへんのしゃないと違うて、ちゃんとあるべきところで、副市長が言ってるように、人の命にかかわる装置やで。それを、山手やさかいに聞こえにくいとか、いや電波の届く位置へ置いてくれとか、そんなものと違うと思いまっせ。それを、区長にもお世話かけられてもよろしいやん。はっきり言って、うちも、いつもおる場所やったら2階とかに置きたいわけ。でも、2階は全然入らへんわけ。2階で入らへん。それで、隅っこの方へ持ってきて、ここ入りますわって言って、置きよる。そんなとこ置いたって聞こえへん、全体に。

せやから、ここやったら聞こえまっせってラジオを聞いているのと違うから。せやから、あるべきところでちゃんと聞こえるように、そこのところを担当者の方から、ちょっとでも不都合、ここへ置きたいけど、不都合があるんだったらちゃんとしますよということを伝えて、そのことを市の担当者から、今、つけに回っている人らにでも、ここで辛抱とくなはれみた

いな置き方をささんように、これはお願いしておきます。これは必ずやってくださいね。もう答弁はよろしいわ。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** ちょっと今、総務部長の答弁があって、約4万円ぐらいということをはるわけやけど、今追加のやつ400台、逆算したら2万300円。ということは、当初の入札のときの単価で契約してあると思うわけやから、例えばもう一台分けてほしいということになったら、4万円というたら倍になるがな。せやから、やっぱし利益を取らんと、購入した金額で、今、西川委員が言われたように、必要な方は2万円なら2万円を出していただいたら渡しまっせというような形になるんやろ。

それをちょっとお聞きしたいのと、ここで言ったらいいんかどうかわからんけども、もう一遍、言い忘れたわけやけど、例えば今、住民基本台帳をもとに、1世帯1台という形で置いてはるわけやんな。ところが、事情があって、ここに籍がない。ただし、10年も15年もここに住んでる。有線放送もついている。ところが、つけてもらえない家庭がある。例えばこんな言ったら怒られるけど、ご養子さんに村から村へ嫁がれた。事情があって戻られた。もとの家に戻ってきはった。ところが、実際はその不幸があって、養子さんに行かはった家に住んでる。ところが、その家に住所がない。これはだめですよというて、みな断られてはるわけやんな。せやから、その救済措置として、例えば5年以上ここに住んでいる。もちろん固定資産税も払ってますよと。例えば住民税は払っていない人もおられるかもわからん。しかし、少のうても固定資産税あるいは大字の協議費を払っている家庭について、例えば5年なら5年以上住んでいるということ、区長さんから証明いただくとか何らかの形をして、その救済をしてやってほしいというふうにお願いします。私も何遍も聞いてるんで、課長のそこへは要望していますけども、課長独断でわかりました、しますとはいうわけには行かへんで、この場所で言ってもいいんかどうかわかりませんが、そういうことをひとつ救済措置として、その人にも無償で権利があるという形でしたってほしいというふうにお願いをします。もし答弁できるならしていただいたら結構やし、できへんならお願いという形で置いてもらったら結構やと思います。

**下村委員長** 答弁はどうですか。

安川部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

ただいまのご質問でございますが、各家庭のご事情もあるということで、今、お伺いした中で、いろいろな状況を調査した上で、またちょっと今後検討させていただきたいということで、よろしくごお願い申し上げます。

**下村委員長** よろしいですか、今後の検討ということで。

**岡本副委員長** お金は。

**安川総務部長** 失礼しました。料金の方でございますが、私どもの方も、当初契約の中では、おっしゃったように約2万円相当でございます。これは、入札にかかった金額ということで、ご提示いただいた分を今回追加いたしておるわけでございますが、これを一旦別途買うとなれば、



先ほど申しました4万円のラインを業者側が申し出ておまして、余りにも乖離があるので、重ねてたびたび以前からも日本無線と交渉はいたしておりますが、なかなか折り合いがつかないところもございますが、これから以降も再度、全家庭に配った以降で、順次また次の追加要望の分も配付予定をしておりますので、そこまでの間にかけても、再度業者の方と交渉をさせていただきたいと思うところでございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 部長、今の答弁で、私言うのやないけども、業者も、ここで仕事をもうて、入札したときはざっと2万円やと、個別に要るときは4万円やと。電気製品というのは、大体5掛けやがな。せやから、3万9,000円に対して2万円やったら、大体そんなもんやん。そんな買い方したらあかんがな。やっぱしずっと5年も10年も同じ値段で行けとは言わへんがな。せやけど、それやったら、今、買うんやったら、単体で何ぼやねんと。値切ったらあかん、自分で値段をつけたらええねん。せやから、最初の率で1点、定価の50%で買うんなら、何年たっても50%のを買う。そういう姿勢やないと、そんないいかげんな業者やったらやめといったら方がましやな、こんな。負けんように、こっちが自分で値段をつけるんや。そういう姿勢にやってほしい。ずっと言ってきたわけやん、値切ったらあかんて。値切ったら気分悪い。自分で値段をつけるんや。ずっと言ってきたつもりやねん。それだけきちっと頼みます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

吉村委員。

**吉村始委員** 吉村でございます。先ほど西川委員に対する門口課長の答弁を伺ってしまして、やっぱり西川委員おっしゃるとおり、中戸の3分の1近くの方が、何らかの問題があるという、電波が届かないというのはすごい大変な問題やなと思って伺っておったんですけども、先ほど答弁の中で、屋外アンテナをつけるなどして電波が届くようにするというのは、携帯電話とかでよく電波が届かないからブースターをつけるというような意味合いでしょうか。

それから、あともう一つは、やはり有線放送、旧の新庄の有線放送の場合は、どこに置いても、好きなどこに置けたんですけども、それが置けないというようなことがあったら、これはかなりな問題かなというふうに思うんですけども、これについては、今後、解決の見通しがあるのかどうか。これはわかる範囲内でお答えいただけたらと思います。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まず、先ほどの西川委員の方のご質問あるいはご意見、ごもっともでございまして、そのときにご答弁申し上げようかと思ったんですが、答弁はいいよと、ご要望だと言っていたんで、ちょっと機会を逸しておりましたが、吉村委員の方から再度同じようなご質問をいただきましたので、あわせてご答弁させていただきたいと思っております。

先ほどの門口課長の答弁、お話の順番はちょっと違ったかもしれませんが、最後にもう一度大字の状況を確認をしてお返ししますということを、課長答弁で申しておりますので、そう対応させていただきます。

その上で、ご参考になるかもしれませんが、そもそも、無線電波を飛ばして、それをアン

テナで受信をするという形態をとっておりますので、どうしても電波を飛ばす基地局あるいは再送信子局ということで、中継地からの距離の関係や地形によって、受信状況に非常に有利なところ、不利なところが出てまいります。実際、大字の説明会あるいは区長会等でも、工事をしてくれた業者も非常に丁寧でわかりやすく言ってくれて、しっかり入ってどこでも受信できんねん、もうこれはいいわと言っていただいている大字も、実はございますが、その反面、どうも基地局との関係で、中戸でありますとか、あるいは太田とか大畑あたりもそうかもしれません。どうもそのあたりがちょっと具合が悪いよということ、それぞれご意見としてお聞きをしるところでございます。

それに対しましては、電波の状況を、本当は屋内のどこでも、見かけはラジオのような形のアンテナでもって受信できないといけないわけでございますが、それをまずは屋外でしっかりキャッチしようということで、ダイポールアンテナという呼び方でございますが、家のコーナーのところに、屋外にまずアンテナを設置をして、そこでキャッチした電波を有線でもって中に引っ張ってくるという形式をさせていただくことによって、聞こえにくいところがないという形で整備をさせていただく予定でございましたので、それが、今、十分でないところがあるということが、ただいま委員の皆様からもお聞きをしておりますし、実は大字の区長さんからも聞いておるところもございますし、戸別受信機の配付の中で、ご意見を賜っているところもございますので、そのあたりにつきましては、再度しっかりと業者の方で状況を把握をして、対応させていただくということで、そういうふうに対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 丁寧なご答弁をいただきまして、ちょっと頭が整理されてまいりました。今、稼働を始めたばかりですので、さまざまやっていく中で、個別の案件というのは初めて問題が出てきたというふうなことがわかってきているなと思うんですが、今の話を聞いていると、やはりそれで解決に向かうスキームというか、こういうふうにして解決していこうという道順は既に用意をされていて、あとは時間の問題で解決をしていくというふうな受け取ってよろしいでしょうか。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。先ほどご答弁申し上げましたので、引き続き私からさせていただきます。

まずは、戸別受信機、本当にやり出してから一戸一戸回って、そのご家庭のおうちの状況を確認しながら設置するというので、やり始めてから本当に当初の計画以上に、大変いろいろ手間どっているところが多々ございますが、一軒一軒回ってやっていくということで、まさに委員おっしゃったように、時間の問題になりますが、そこをこつこつとちゃんと進んでいくということをやってまいりたいと思います。

以上でございます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどご説明ございましたように、中戸、それから太田、私の地元であります大畑も、入りにくいエリアの1つというふうになっております。先ほどからご説明ございましたように、アンテナを立てていただいて有線で引っ張って、受信状況をカバーしていこうということの説明でございました。この契約については、議員皆さんが賛成ということで、賛成しといて、今になってぐちゃぐちゃ言うのかと言われるかもわかりませんが、つけてみないとわからんことではございましたので、ちょっとお願いをもう少ししておきたいというふうに思います。

当然、二十数年前の当麻の防災無線から進化した形で、アナログからデジタルということで、当然私も大きな期待、要するにレベルアップ、今まで以上の電波受信を期待をしたんですけども、先ほどから各委員がおっしゃられているように、若干低下といえますか、いろいろトラブルがあると。以前にはそういうことがなかったのになというちょっと素朴な疑問でございます。

デジタルであるから、過去の受信よりも低下したのかどうかということが、まず1点お聞きをさせていただきます。

それから2点目に、私はこの間野迫川村へ行ったんです。えらい雪が降ってしまっていて、高野山からずっと回って行ったんです。友人に非常に大事な電話があるのでということで、高野山あたりで電話したんですけども、もうちょっと向こうへ行ったら、もう電波が入らないんです。ところが、ドコモさんです。私はa uなので、a uはあそこ弱いらしいです。一緒に車に乗っていた人が、a uはあかんぞと。ここは電波が飛んでいるのでまずいんですけど、ある電話会社のは入るけども、あるところは入らんぞと、強い、弱いがあるぞというお話でございます。

私の婿もドコモの会社へ行っていて、アンテナの専門、立てて、山の奥の方に交渉に行ったりしています。携帯電話もよく似た電波の形なのかなと。ああいう企業さんは、そういう電波の届かないところに基地をつくって、この辺のところまで採算がとれる、とれないを勘定してかもわかりませんが、まず自分とこから出す電波を十分に住民の方に届く手だてを、基地局としていろいろとご苦労されているということでございます。

先ほどからのご説明は、家に入っていて、入らんときは外にアンテナを立てて、受ける装備を備えるという対策を講じるという説明でございました。今後、恐らく20年、30年、この機械を住民の方がずっと使っていただくことを考えると、そういう受信側の装備、有線等々で備えることが、今後も望ましいのか。もしくは、今ある新庄庁舎の基地、それから當間庁舎の基地、この基地の位置の妥当性、位置の適正が果たして備わっているのかどうかという検証もしていただいて、もし不足であれば、第3の基地、第4の基地も頭に入れた電波が十分届く対策をとっていただくこと、この辺のところを望むところでございますけれども、お考えをお聞きをさせていただきます。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは、これはすみません。大畑、中戸、太田のエリアが該当するかどうかということに

ついて、さておきと言いますか、一般論として、まず、電波でもってやるときに、どういう整備になるか、あるいはどういう問題にあるかということをお述べさせていただきます。

しっかりと受信ができるようにするには、電波を強くするというか、要は出力を上げればよいわけですが、そういたしますと、市町村単位の防災行政無線について、いわゆる電波法というのは、何を規制をしているかと言いますと、妨害という違法な電波を発生しているものがないかどうかということをお規制をしております、このあたりは、実は飯島企画部長の方が詳しいかもしれませんが、この中で、市町村の防災行政無線につきましては、これはあくまで葛城市の情報を葛城市民に届けるということですので、それが葛城市を通り越して、例えば香芝市でありますとか、大和高田市でありますとかという隣接のところに十分に届くほど強い出力をもって電波を飛ばす。これもできないわけですが、そういったバランスを考えながら、どのあたりに基地局でありますとか中継局を置くのが適切であるかということについても、近畿総合通信局の審査といいますか、協議の上で、実はもう許可を受ける方向で協議をしております、その結果でき上がっておりますのが現在の設計ですので、この子局の場所を変えとか、出力を上げるということについて、すぐにこの場でお約束をすることはできないわけですが、一方では、やはり先ほどから西川委員も、それから吉村委員もそれぞれ触れていただいておりますように、そういった条件の組み合わせの結果、どうしても受信しにくいエリアができておるということを、具体的に地域の皆さんに聞いているところもございますので、そこについては、まずはとれる方法としては、どうしても電波が十分に届かないエリアがあるのであれば、それでもキャッチできるように外側でキャッチしようということで、先ほどの繰り返しになりますが、ダイポールアンテナですが、それもだめであれば、これはちょっとまた手続あるいはそのときには予算も含めて、また検討しながら、議会ともご相談申し上げないといけないかもしれませんが、どうしても回復できないということがございましたら、そのときにはもう一度いろんな状況を調査した上で、適切な対応を検討してまいらなければならないこともあろうかと存じます。繰り返しの説明で申しわけございませんが、屋外アンテナの設置等々によりまして、適切な対応がとれないかというところを、まずは特にお声を聞いておりますところについて、丁寧にさせていただくということから、もう一度させていただきたいと存じます。

以上でございます。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** 電波のことですと、いろいろと電波法の問題とか規制も、それから許認可も厳しい条件をクリアしていただいて、設置をしていただいたというのは、重々承知をしております。先ほどございましたように、大和高田市と隣接するというふうなところまで十分な電波というふうなことも、いろいろと隣接する市町村にご迷惑のかからないというふうな配慮も必要やということが理解をできました。ただ、今発生している電波の届かない条件のところというのは、葛城市の中心部に当たる部分でございます。ちょうどドーナツの穴の部分で届かないかなという素朴な疑問というふうなこともございましたので、両端と真ん中と3番目といいますか、一番弱いところというふうな力かげんになってんのかなという、私の素人

判断の思いでございますので、そういうところをちょっとご配慮をいただきたいなと思います。

ただ、これはデジタル無線に限ったことではないと思うんです。実は、ラジオ等もテレビ等もなかなか入りにくいということで、高圧線等々の問題もあるのかなという、ほかの強い電波に影響されてるのかなというようなことも推測はするんですけども、できるだけこへ行っても同じような条件で受信できる条件整備をよろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** そういう要望でございますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

**下村委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村課長。

**吉村都市計画課長** 都市計画課の吉村でございます。

先ほど岡本副委員長からの質問で、後日返答させていただきますという回答をさせていただいた件でございます。旧町時代、それぞれ公園の整備につきましては、考え方も整備手法もいろいろ違いまして、そういったこともございますので、都市公園としての位置づけのある公園を住民基本台帳人口で割った1人当たりの都市公園面積ということでご報告をさせていただきます。

旧新庄町につきましては、積極的に都市公園法の規定に基づいて都市計画決定をしながら、大きな公園を整備してきておりまして、合併当時の人口で、その当時の公園面積を割りますと、約11平方メートルが1人当たりの公園面積ということでございます。一方、旧當間町につきましては、都市計画事業にはこだわらず、全町公園化構想というようなもので整備をされてきた公園が、都市公園としての位置づけがないという状態で、数字としては少なくなり

ますが、約8平方メートルという差がございました。

以上でございます。

**下村委員長** ここで、この後の委員会運営につきましてお諮りをいたしたいと思えます。

この後の審査をいたします議第15号、議第16号及び議第17号の訴えの提起3議案につきましては、関連しておりますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第15号から議第17号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

**飯島企画部長** おはようございます。企画部長の飯島でございます。

それでは、ただいま議題となりました議第15号から議第17号、訴えの提起につきまして、提案理由を申し上げます。

本会議にお配りされております議案及び本日お手元でございますこちらのA4横紙の地図に沿って、ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成29年10月30日付葛監第51号、住民監査請求に係る監査結果について(通知)における3つの勧告に基づきまして、損害賠償請求、不当利得返還請求を行いました。いずれの者からも支払い意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起につきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

住民監査請求に対する勧告結果において言及されておりました事実関係に沿って、各議題の概要について説明をさせていただきます。

まず、議第15号の事実関係でございますが、こちら、南阪奈側道1号線道路改良その2工事というものがございましたが、建物移転補償契約の相手方、こちら社会福祉法人柁の郷でございますが、そちらが保有していた道の駅かつらぎ事業用地に建っていた建物を取り壊したことが判明いたしました。葛城市土地開発公社と柁の郷との間の建物移転補償契約におきまして、柁の郷が自ら建物移転を行う費用も補償費に含まれており、また柁の郷は、自ら建物の取り壊し工事をすべきであったが、実行されていないと。実際には、市が発注した業者、こちらは栄和建设株式会社ということになってはいますが、によって、取り壊し工事が実施されまして、こちら、当該工事の費用も市が支出しているといった内容でございます。現場につきましては、お配りの横紙の資料の地図の①でございます。

続いて、議第16号の概要でございます。こちら、対象の工事につきましては、次に申し上げる4件でございます。1つ目が中戸23号線道路改良工事、2つ目が太田新池線道路改良工事、3つ目が中戸6号線道路改良工事、4つ目が中戸1号線道路改良工事でございます。こちら、平成28年4月に着工し、5月末に竣工されているものでございます。いずれの工事につきましても、該当する道路におきまして工事が実施されておらず、かわりに建物移転補償

契約の相手方、こちらは柵の郷でございますが、その敷地内にて造成工事が行われていたと。そして、葛城市土地開発公社と建物移転補償契約を締結した柵の郷の移転先の土地に、産業廃棄物が埋まっていたことについて、これを補てんするため、架空の市道補修工事を捏造していたことが判明したということでございます。当該追加補償につきまして、法令改善に伴う追加を理由に支出されておりますが、調査の結果、柵の郷に提供した代替地からの産業廃棄物の撤去費用として支出されたことが判明したものでございます。現場につきましては、お配りの地図の②でございまして、それぞれ4カ所の道路の名称も記載させていただいております。

最後に、議第17号の概要でございます。こちら、平成26年11月28日でございますが、葛城市土地開発公社と道の駅かつらぎ事業用地を所有していた相手方、こちらは柵の郷でございますが、との間で、建物移転補償契約が締結されております。このときの補償額は1億4,168万円でございます。その後、平成26年12月8日でございますが、葛城市土地開発公社と柵の郷との間で、柵の郷移転先土地に係る売買契約が締結されてございます。翌年平成27年6月16日でございますが、一方、葛城市と柵の郷との間で、建物移転補償契約が締結されてございます。同年平成27年11月でございますが、柵の郷移転先土地の地中に、産業廃棄物が埋まっていることが判明いたしまして、11月25日から12月10日にかけて、市がボーリング調査を実施し、これによって産業廃棄物が検出されてございます。翌年平成28年4月5日でございますが、葛城市と柵の郷との間で、建物移転補償契約の変更契約が締結されてございまして、このときの追加補償額が2,500万円でございます。こちらの追加補償につきまして、法令改善に伴う追加を理由に支出されておりますが、調査の結果、柵の郷に提供した代替地からの産業廃棄物の撤去費用として支出されたことが判明しております。以上の内容でございまして、これに関する現場につきましては、お配りの資料の地図の③に該当するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本3議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** この3件の訴えにつきましては、ちょうど住民監査請求が、私たちの前任期のときに行われたといった流れから、今、この訴えの提起については、ここに私たちの議決を求められているというところまで1つのプロセスを踏まれたということでございます。それにつきましては、一定の理解をしているわけでございますが、このことについて、議会がどういう今までの対応をしてきたかということについては、いろんな議員の方からも、議会として、このことを積極的に取り上げて進めてきていないということも含めて、いろんな住民の方からお声もいただいております。このことは真摯に受けまして、私たち議会の方も、このことについて議会としての調査を進めていかなければいけないという意思が十分あったわけでございますけれども、監査という方法でここまで来た中で、なかなか私たちに議会に対して十分な説明ということを、我々は受けたなというようなことは、本当に機会としては少なかった

わけなんです。

しかしながら、住民監査という1つのルールに基づいて、この訴えの提起については、我々が議決しなければならないという非常に私たちとしては消化不良のままで、この訴えの提起についてどう判断していったいいのかなど。事実、いろんな参考人なり、議会としての調査をやっぱりしていきかけたなというのは、これまでもこの話は全く出ていないわけじゃないんです。新しい任期、選挙が終わりまして、新しい議員からも、もちろん選挙中に住民からいろいろなご意見をいただいて、このことについては議会も取り上げるべきだと。その時間的な経過がなかなか踏めないまま、マスコミばかりが大騒ぎをしていたと。我々も、そのことについて、なかなか理事者の方からも詳細なことについて意見を求められなかった。前回は、前任期間の平成28年の一般会計の決算審議の折も、一般会計の中に含まれております道の駅かつらぎの内容については、継続審議という残念なことに、議会としてもこのことにちゃんとした結論を出さないままに終わってしまったという経過がございます。その折も、なぜ継続審議になったかということ、市民の皆様にはしっかりと我々としてはお伝えしているところであります。

私、当時も決算特別委員会に入っておりましたので、道の駅かつらぎ建設工事に関連した不適切な事務処理が疑われている内容究明には誠実に取り組んで、理事者は市議会に対して十分な説明責任を果たしていただくことというようなことを添えまして、決算が継続審議のままで、次の改選というふうに向かわせていただいたわけなんですけれども、非常にどう判断していったいいのかということが、議会としても、議会の調査ができないというのは、我々は市民から負託されている議員の立場として、理事者が粛々と進めていただいている住民監査につきましては、これはこれで進めていただく。しかし、議会として何もしていないというような目で見られている。もちろん特別委員会をこれからつくっていくのか。百条委員会までやっていくのか。これは、私の個人的な意見ですけれども、それについても粛々とやっていきたいなと思っております。

ですので、私はなかなか今の訴えの提起について、今、自分の意思としては、はっきりと賛否について意思決定をできるような状況ではないというふうに思っております。これが、いやいやもうこれは議会の議決が、当然、もうこの流れからいって、してもらわんとあかんですというような、今の時期に、この時期に、我々が納得しない中で、もう何も見ずして、議会の皆さんは可決してほしいんですというような内容なのかどうかというのが、ちょっと私も勉強不足ですので、そのあたりは法的にどうなんだろうかね、ちょっと教えていただきたいんですけども。

**下村委員長** 飯島部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。

ただいまの川村委員のご質問でございますが、どのような制度に基づいて行われてきたかということについて回答させていただきます。

地方自治法に基づく住民監査請求の制度がございまして、昨年平成29年8月31日に、その請求が行われまして、市としては、その日に収受してございます。正式に受理をいたしました



たのが、平成29年9月20日でございます。それから、監査委員事務局、監査委員の方での監査が実施されまして、その結果が出されましたのが、平成29年10月30日でございます。こちらで、監査結果の通知が市長部局側の方に寄せられたものでございます。これを受けまして、また地方自治法に基づきまして、市側としては、監査を受けた措置をしなければなりませんので、その措置について実施いたしましたのが、平成29年12月18日でございます。この措置につきましても、議会の全員協議会の方でも、その概要については、私の方から説明はさせていただいたと記憶してございます。この措置につきましても、先ほど申し上げました3件について、各相手方に対しての督促状の送付という形で、損害賠償請求または不当利得返還請求という形でさせていただいてございますが、これに対する請求の期限が到来いたしましたのが、平成30年1月9日でございます。この時点で、具体的な相手方からの支払いの意思は示されませんでした。一応期限としては1月9日ということではございましたけれども、その後、そのまま相手方からの何らかのアクションがあるかもしれないということで、相手の一定の期間お待ちさせていただいた上での、今回の3月議会での上程という形の訴えの提起といった流れになってございます。

以上でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** 今、ご説明いただいた一定の流れとして手続を粛々と進めた中で、今回の3月議会に上程をしたということが理解できるんですけども、議会として調査していく、我々も権利があるわけなんですけども、監査がだめとか、そんなことを言っているわけではないんですよ。監査という、当時、同じ議員の仲間の方が、要するに住民監査という手続をとられた。これは、議会として、議会の中に上げられるという手続じゃなくて、住民監査という方法をとられたということも、我々議員としては、議会にそういう形で投げかけていただいて、議会というところで先に調査していくということも、それはそれであったのかなというふうに思わせていただくわけですけども、今、この監査をされたということ、この事実に基づいて、今回の一番最も近い3月に上程したという流れというのは、これはもう理解させていただきます。

しかし、やっぱり我々も一定の納得をして、この提起に対して、当然やらんとあきませんねというような答えになっていくプロセスが、本当に全協で何回か説明はいただいたということですけども、我々が直接前理事者に対して、参考人として呼んで質疑をしたりというようなことは何もないわけなんです。何もないだけに、我々は本当にこのことについて、1つの決着をつけるようなことについては、なかなかそこまで踏みきれないというのが、これは本心です。だから、このことにつきましては、ほかの方の意見もお聞きしていただきたいと思っておりますけれども、非常に苦しい状態であるというのはあるんですけども、これが例えばもう少し時間を置いて、十分な審議をして、我々の議会としてもしっかりと調査をして運んでいくというような方法がとれないものなのかなというふうには思うわけですが、谷原議員も特別委員会をつくれ、百条まで行けというふうには、私もそこまで行ったらいいと思うんです。それは私の今の意思ですけど、できるかできないかは知りませんが、でも、今、一定の我々の納得がいかないと、なかなかこの結論は出えへんというものは、私の意見なんです

けれども、本委員会で、そのあたりはきちっと答えを出していかなとあかんのですけども、ちょっといろいろと皆さんのお考えも聞かせてもらいたいなどは思いますけれども、よろしくお願いします。

**下村委員長** もうちょっと調査をする時間が必要であるということですね。

ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 今、ちょっと川村委員もおっしゃいましたが、そして本会議の一般質問で、西井議員もおっしゃっていましたが、この訴えのことにに関して、住民監査請求が出るまでに、市政検討委員会というところで、いろんな動きを、行政側は調査をされているわけですよ。平成29年4月10日付でやられとるわけです。それで、今おっしゃったように、当時の議員が、議員は監査委員に対して、これはこうやと言う権利はちゃんと地方自治法で保証されてんのに、自分が代表になって住民監査請求をぼんと持っていくわけや。議員でやったってどうせあかんやろと思うてはんのかどうか、私は知りませんで。ちゃんと先に議会でやったらいいのに、住民監査請求をぼんと持っていつてるわけやな。それはそれで、やり方やからそれでいいけれども、勝手にやらはんねんからね。

ただ、今おっしゃるように、市政検討委員会というのは市長の諮問機関やからやったらいいよ。せやけれども、今、こないして議決せえと、3つを。ぼんと出てきているわけですよ、何の説明もなしに。それで、市長はどない言ってるかという、定例会市議会に議案を提案し、可決されれば提訴すると。可決されるかどうかわからへん。可決されれば提訴すると。市監査委員の報告に基づいて、手続の一環、手続を粛々と進めていくと。これは当たり前ですやんか。こんなもん、住民監査請求やから。はいと言って、手続としてはそうですよ、法的な手続は。せやけども、ここへ持っていく間や。持っていく間、西井議員がおっしゃったように、何回か開いていても、議会に何の報告もないよ、これ。葛城市の市政検討委員会の委員長、この竹橋さんというのはどんな人でんの。顔も知りまへんで、私。これは弁護士さんでつか。この人は、4月10日にいろいろと意見を出してはりますわ、こういうふうなことを、ずっとある議員やある人らは知っていたのかもしらんけど、私ら、こんな全然知りまへんで。あと誰がいはりますねん、市政検討委員会の委員、聞いても言わへんし。竹橋さんて、出てまんがな。これは葛城市の人でつか。それで、言ったら変な圧力がかかるさかい、言わへんで、そんなことをすることないやん。こんな弁護士さんやんか、多分せやろ。こんな人に、変に誰が圧力をかけに行きますねん。まず、そういうことが1つ。

それと、はっきりと言える範囲で、どこの誰で、委員が誰で、この人はどんな立場で、市政検討委員会へ入ってはんのか。予算を認めてあんねんから、予算をちゃんと議会に諮って、この市政検討委員会で認めよというて、そらそやと言って、予算を議会が認めてんねんから、ちゃんとそれを説明すること。

それと、4月10日からずっとこういうふうな市政検討委員会をやっていて、それで、平成29年8月31日に住民監査請求をぼんと起こすわけやな、これ。それで、この内容をどれだけ監査請求をどういうふうにして情報開示をやって、ようこれだけのことを調べ上げられた、

えらいもんや、これ。普通、100万円以下のことなんていうのは、私ら勉強不足で全然わからん。岡本副委員長なんかやったらわかってたんか知らんで。せやけど、こんなもん、そんな部長決裁でどこへやっ取るかなんて、私はわからん、はっきり言って。それも調べ上げて、大したもんや。それで、この中で、事実関係をずっとおっしゃっている中で、柵の郷の引越していく予定地に、産業廃棄物のごみの処理が出てくると。このごみの処理をするのに、2,800万円から7,800万円、何かもっと細かいことが出てましたわ。これを調査したというのやったら、その根拠をはっきり出してくださいな。それが全部絡んで、2,500万円は法令改善か知らんけれども、あとの部分は全部産業廃棄物が出てきた、その処理のために、こんなあほなことをやったわけや。

それで、このことに関して、柵の郷は、そこのところを言わんと、法令改善や言うわけや。法令改善て何や。福祉の建物が、昔は2階建てでいいけれども、今は2階建てはあきませんと。同じ部屋を2階へ持っていったらあきませんとと、平屋でしか認めまへんと。ほんたら、移動しようと思うたら、前は2階建てのやつを平屋でやらんなんと。そんなん説明を受けてなかったという訴えをしとるけれども、同じ部屋を、基礎も屋根も全部やらんなんさかいに、そのことを受けてなかったさかいに、それで法令改善や言うとするけれども、一方では、そんなことはちゃんと初めから入ってまんがなと言ってるわけや。これの食い違いのことがあるので、ずっとこの中で言うとなのは、はっきりとこれはごみの処理の問題やと。それを、こういうやり方をしたんやと。せやけど、訴えの議案にはそんなことも1つも書いていないわけや。事実だけを書いてあるで、列記して。せやけれども、何でこれが出てきたかというふうなことを、ちゃんと議会で説明して、今のやり方はこれしかないねんと。この方法でやるねんと。しかし、そのために、ここに書いてある第1審判決の結果、必要である場合は上訴すると。いやいや認められんかったら、何回も上訴しますねん。やったらいいけれども、はっきり、一方で、柵の郷は、私のとこは求める理由はちゃんと法的にありますねんと言って、市の方に提訴しに来てんのん違うんかい。訴えとるやんけ。ほんたら、はっきり言って、こんなどっちかわからんようなもん、議会がちゃんと調査すねやったら調査する。機会をちゃんともらわんと、それで、こういう竹橋さんからも事情をちゃんと聞かないと、議会は初めて表に立って、議会が前へ出ていかんなんでんね。

言ってるように、今はこれでやんねんと。それで、調査してこれでやりますねんと。あとは、そしたらどんな訴えをしてきても、8,000万円かかる、1億円かかる。向こうは、はいこれはもうそういうことであれば、裁判でやって、何かやって、いいや、それはそういうふうな判決が出てんけれども、さあこれはどんなことになるのか知らんけど、いや1億円もあれも、こんなは協力して、このごみの処理のお金、葛城市はちゃんと負担しなはれやと。ここに書いてあんねや、産業廃棄物で。その対処をどう考えてんのか。議会にこのことをぼんと持ってきた以上、そこらはきっちりと関係者に聴取できる状態にしたらいいと思う。谷原議員が言われるように、百条でやるんやったら、百条でも構へんがな。せやけども、今、総務建設常任委員会に調査するように、今現在でもなっまってまっせ。参考人として呼べまっせ。それを、特別委員会で設置して、参考人を呼ぶんやったら呼んだらいいがな。議会が納得せ

んと、こんなん、言われたさかい、はい肅々と手続しますねん。議会には、はいこれで認めると。何回ちゃんとした説明をしに来たか。そこら、答えるべきところを答えてください。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

西川委員のご質問でございますが、大変言及されたことが多岐にわたっておりますので、もう一度こちらの方でもよくかみしめながら、ご答弁させていただきたいと存じますが、まずは、この案件につきましては、いろんな何種類かの流れがございます。

まずは、市長の指示を受けての、先ほどから言及いただいております市政検討委員会。これは、市長の諮問機関として、このことについて調査をしております。一方、引退なさいましたが、前議員でありました白石さんを初めとする住民グループが、住民監査請求を同じ案件について出されたという状況もございます。

今回の手続につきましては、住民監査請求を受けて、監査委員が勧告をなさいました。その勧告の内容につきましては、先ほど飯島部長も言及いたしました。議会全員協議会という場ではございますが、議員の皆様に対しまして、どういう審査をなさって、どういうことをやりなさいという勧告をいただいているかということについては、ご説明をさせていただいたところでございます。

そして、今回の手続につきましては、住民監査請求の勧告を受けて、地方自治法にその規定がございまして、その勧告について、そのとおりに勧告を受けたものについては、今回は葛城市としては、勧告の内容を履行していかなければならない。もちろん、その勧告の内容に重大な、これはおかしいよという内容が含まれておれば別でございまして、そうでなければ、勧告の内容を誠実に履行していく。これは、法律に書いていることでございまして、その履行の第1段階として、まずは督促をしたわけでございます。それに対して、支払い、履行、督促の期限も過ぎて、あるいは支払いが確認できないということで、一定の期間を置きまして、あるいは顧問弁護士と民事訴訟に向けていろんな打ち合わせをしながら、書面の準備もしながら、市が訴えの提起をする場合には、これは地方自治法第96条の議決事件の中に訴えの提起というのが含まれておりますので、それで、今回訴えさせていただくということで、議案を提案をさせていただいているところでございますので、市長が勝手に訴えることができるわけではなくて、議会の議決が必要であるという地方自治法第96条の規定にのっとり、今回上程を差し上げていることでございまして、これも本会議のときのご答弁でも触れたかと存じますが、市政検討委員会はあくまで市長の諮問を受けて、別の動きをしておりますが、たまたまといいますか、住民監査請求をなされた内容と、市政検討委員会で調査をして、一定の対策をしなければならないと考えております、あるいは答申をいただいた方向性が合致している部分が多うございますので、今回、これはあくまで手続としては、住民監査請求の勧告に基づく一連の作業を、地方自治法の規定、趣旨を踏まえて、市側で肅々とやっておるところでございます。

産業廃棄物が埋まっていたかどうか等につきましては、住民監査請求の中で、そもそもどういった支出がなされたかという理由の部分の事情聴取の一部がご披露をされている、言及

をされていることをございまして、あくまで住民監査請求並びに勧告の内容は、2,500万円という支出自体が、法令改善とかいろんな説明がなされておりますが、そもそも支出の証拠書類も含めて、きちっと残っていないと。支出自体に根拠がないではないかということをもって、根拠のないお金を受け取っておられるところについて、それは返してくださいと請求しなさい。あるいはそういった行為をなした当時の葛城市の体制の中での市長、副市長に対して、これは葛城市に損害を与えたのであるから、その損害賠償をしなさいということをお勧めの中で言及をされていると。それを、順番に履行していることをございまして、産業廃棄物があったからとか、法令改善のために上乘せしたかというのは、いろんな一連の行為の事実関係を確認をする中での聴取をした結果がご披露されているということをございまして、そのことを今回の勧告あるいはそれを受けた訴えの提起で争っているわけではございませぬ。

ただし、これも西川委員が言及されましたように、現在、訴状が届いておりませぬので内容はわかっておりませぬが、柘の郷の方は、多分応訴といいますか、柘の郷の側から市役所に対して訴えの提起をしましたということで、どうも記者会見を開かれたのか何か、マスコミの方のご取材を通じて、以上の状況は、現時点では市側ではわかっておりませぬが、そういった動きもあるようでございまして、こちらについては、もし訴えられまして、その上で別の切り口で事実関係等について、柘の郷が争うということになりましたら、それはそれで、応訴といいますか、こちらの方で市の方で受けて立ちながら、適切に争っていくということについては、応訴の方については、訴えの提起ではございませぬので、これは議会の議決が必要ということにはなっておらないわけでございまして、市側でも十分な、法律用語でいうところの防御態勢を整えながら、市の主張が通っていくように主張をしまいたいと思っております。

いずれにいたしましても、西川委員にいろいろとお触れいただいた中で、今回の訴えの提起の内容に至るまでのプロセスの段階で、いろいろ明らかになった、あるいは勧告の中で照会をされている状況について、個々が解明されているのかどうかといったことのお問い合わせもあったかと思いますが、それにつきましては、解明されているものもあれば、調査中のものもあり、それも含めて、相手方もある中で、いろんなやりとりをしていかなければいけませんので、そういった意味で、西井議員の一般質問のご答弁でも差し上げたように、折に触れて、出せる情報については適切に出していきたい。

その結果として、ご提供いただいた、あるいはご報告させていただいた情報が少ないのではないかとご意見だったと思っておりますけれども、それにつきましては、理事者側といたしましては、いろんな相手方との法律上でいうところの攻撃防御の態勢、いろんな手続の中で、出せる情報については、その内容を吟味をしながら、できるだけ早く適切にご説明をさせていただいたつもりでおりますが、それが、議員の皆様からすると、少ないではないかというふうなご意見だったと思っております。そのご意見につきましては、十分に重要なものと受けとめながら、今後も出せる情報については適切に出していきたいと考えてはおりますが、その判断の結果やっけてまいったのは、現在の状況であるということでございませぬ。

あと、市政検討委員会のメンバーについてどうかというふうなご質問がございましたが、

ただいまご説明いたしましたように、今回の訴えの提起は、市政検討委員会と直接の関係はございません。監査委員の勧告を受けての一連の手続でございます。ただ、こちらについても、理事者側から、折に触れ質問をいただいておりますので、先日の飯島部長からのご答弁でも申し上げたとおりでございます。委員のうちの1名は私でございます。第1回目はまだ就任しておりませんでした。第2回目から、就任後の開催からは、私も委員に名を連ねております。それから、いわゆる学識経験を有した方ということで、弁護士と公認会計士が1名ずつお入りをいただいております。市政検討委員会の答申についても、別の機会にご披露させていただいたはずでございますが、その中に書いております委員長の竹橋さん、これは弁護士でございます。

済みません。答弁は以上でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** そういうふうな、今初めて竹橋さんというのがここで出てきたけども、今初めて議会で議決案件として出てきたさかいに、質疑をしたりする機会が、どういうことやというふうなことが、初めて正式にいろんなことを聞いているわけで。こういうふうな住民監査のこれも、僕のとこへ一番最初来たん見たら、ファックスですよ、これ。それで、こんなやと出てきて、説明してほしいと。市政検討委員会というところ、言えること言えんことあるか知らんけれども、ちゃんとした説明をしてくれと言ったけれども、そのときは、はっきり言って、行政側がいろいろ動いているから、議会の方にはそういうふうなことは来ないねやったら、別に報告がなかったもじゃあないのかなと。市長を初め、副市長を初め、皆さんが一生懸命やっちはんねんから、それはそれでいいかなと。せやけども、今、手続として粛々と議会在これを議決せないかんとというふうなことが出てきたときには、やっぱりこの関連の部分はちゃんと議員も把握して、市長は議会と行政は車の両輪やみたいなことを、私らははっきり言って二元代表制やいうけど、車の両輪や言うのやったら、ちゃんと報告してこなあかんのちゃいまんのか。それを、今、いや粛々と進めてますねんと。進めていただいたら結構やけれども、議員としては、なるほどこういう結果に至ったなということの説明が、私ら勉強不足かしらんけど、1つもないわけや。それで、市政検討委員会はどこまでの意見を出してんのか、法的責任の検討ということで、当時の市長、副市長、関係職員を呼んでとなっているわけやけれども、特別職の事情聴取が必要であると、こういうふうには市政検討委員会は意見を出しとんのに、西井議員に対する答弁では、当時の特別職に聞いていないと言うねやろ。事情聴取していないと言うねやろ。

それで、背任や民事訴訟の法的責任も追及すると。こういうことも、市としてはやれと言ってんねから、やらはったらよろしいねんや。それで、ここで言ってる10億円の事業が30億円に膨らんだと。これは、もともと合併のときに、葛城市は山麓を整備するのに10億円かかりますよと。それで、當間の方で、農業者のそこらのことをやるのに、當間も10億円要りますわ。そこから出発している話ですやん。それをよく知ってはるのか、せやからさっき聞いてんや。この人は誰から説明を受けはったんか。これは葛城市に住んではる人でっかというて、聞いてますねん。そんなことをよう知っている人でっか、この弁護士というのは。どん

な人か、顔ぐらい見たいしな。それで、市長の仕事を邪魔するわけでも何でもないんで、やっぱりいろんな情報をうちらも得て、それで、今、上げられている分を、議会として議決せんなんかどうか。これは、委員長、やっぱりやらなあかん。この委員会で調査をすること、もう決めてあるやんか、このことに関しては。それも、まだ1回も開いていないわけや。そこが、この総務建設常任委員会だけでは、議員の皆さん、そうやと思うで。ちゃんと聞いて、参考人であろうが、百条でやろうが、それは知らんで。ただ、百条でやった場合、それも関連してくるけども、市長は何て記者会見しているかと言うと、このことに関連して訴えを起こしてどうするのか知らんけれども、誰を刑事告訴したんか、守秘義務違反なのか何か、私は知らんけれども、そのことと関連してくると思うで、これ。

所要の進められているところであるため、回答は差し控えたいと。これ、百条でやって、それを呼んで、自分が裁判になるような、市から訴えられるかわからんやつ、全部このことで、私、こんなコメントできまへんわということで、調査できまんのか、百条なんて。せやから、私はこれが全部関連してあるから、市長の姿勢として取り組まれるのはいいけれども、何せこういうふうな1つ1つのことが全部関連してあるから、今の議第18号のところも関連してきたし、こういうふうな訴えをちゃんと何でこれを起こしたか。そんなことぐらい説明をしてくれたっていいんちゃうんかいな。そんなことを議会にちゃんとできへんやったら、秘密会みたいな形ででも説明してくれたらいいんちゃうかい、議員に。

告発して、住民監査請求が漏れたと。こういう時間に漏れたと。それが守秘義務違反やと。こんなこと言ってるけど。そんなんははっきり言って、私は知らんけれども、読売テレビがずっと取材に来てて、それで、市長に対して監査委員から報告をやって、その時点で、もう既に11時40分のテレビで、ニュースでやっとなねんで、読売テレビが。これ、今、何人か知らんけど、告発しているの。それを監査委員が記者会見するまでに、これを漏らしたさかいに、守秘義務違反で告発すんねんと言ってんのちゃうんかい。そこは言われへんのやったら言われへんでいいけれども、そんなあやふやな、いろいろちゃんとした説明なしに、こういうふうなことを議会にぼんと持ってくんねやったら、もうちょっとしっかりと議会に説明が欲しいし、委員長、はっきりとこのことをどんな形で処理すんのかは、特別委員会を設置すんのか、可決すんのか。ここらは総務建設常任委員会の所管やから、はっきりと調査をする機会を与えてもうて、それで、なるほどと思うたら、議会が率先して訴えでも何でもしたらいいやん。

柵の郷であるんかどこか知らんけれども、柵の郷が訴えてきたときに、コメントでけへんていうて言っているけれども、そんなことも全部絡んできますさかいに、そこらも含めて、議会もちゃんとした調査をする期間を与えていただきたい。こんな一方的な、初めて議会がこんなことを議決せんなん、市が行政がやってはんねやったら、どうぞどうぞしっかりとくなくはれということやけど、議会がこのことを判断して、表へぼんと出ていくねやったら、もうちょっとやっぱり市側からも聞き取りし、関係者からも聞き取りし、あとどういことが出てこようと、これはこれとして判断しようと、議員が納得してやんねやったらよろしいけれども、何の情報もなしに、こんなできまへんで、これ。

下村委員長 理事者の方、何か。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員ご指摘のとおり、この件については、先ほども申し上げましたが、その都度出せる情報を、説明できることについては、理事者側の方では十分ご説明を申し上げていたと。逆に言いますと、これはやっぱり相手がある話で、まだまだいろんな全貌を解明していかなければならないことでもございますので、出せること、出さないことについては、いろいろと判断しながらやってきたわけでございますが、その結果として、不十分ではないかというご意見を賜っているものと受けとめておりまして、それについては、そのご意見を重要なものとして受けとめております。

ただ、これも繰り返しになって恐縮でございますが、今回の訴えの提起につきましては、住民監査請求の勧告を受けての一連の作業でございまして、これがどうしてこういった訴えがなされて、こんな勧告になったかも含めて、これはお時間をいただいて、ご説明を申し上げたところでもございますし、また、この住民監査の勧告という手続は、監査委員が調査をなさって、勧告を出された。その勧告の内容については、実は原本が3種類ございます。1つは監査委員の手元に置くもの、もう一通は市長宛て、もう一通は議長宛てでございます。逆に言いますと、この3種類しか原本はございません。全員協議会で、勧告の内容のご説明をしたときに、山下前市長並びに生野前副市長につきましては、これはもう当時からおのお立場が公人でありましたので、お名前はそのままオープンにいたしました。今回、訴えの提起に出ております終の郷でありますとか、栄和建设あるいは櫻井建材につきましては、当時、議員の皆様にお配りをした中では、A、B、Cという表記になっておったかと思いません。あくまで住民監査請求の勧告自体は、監査委員事務局という市長部局とはもう全く独立した、あるいは監査委員として、お一人は議会の代表の議員が委員として入られております独立した調査機関で調査をして、勧告をなされたものでございますが、そういった内容の勧告がなされているものでございます。

したがって、繰り返しになりますが、そういった意味では、調査の内容につきましては、我々市長部局側といいますか、理事者側は直接関与をしているものではございませんが、ただ、手続といたしましては、監査の内容が、我々が中でも進めております手続と、方向性として合致している部分が多ございますので、今回は監査の住民監査請求の勧告にのっとつての手続を粛々とやるということで、本日の訴えの提起のご説明に至ったわけでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

下村委員長 関連ですね、松林委員。

松林委員 今、お聞きしました一連の法にのっとつて訴えの提起まで来たという、これもわかります。それと同時に、市民の思いなんですけれども、一連の流れで、市政検討委員会、それでいきなり6人の職員の方を告発したという、これもいかなものかなと。それは、当然法にのっとつてされたというんでしょうけれども、市民のお声として、市長、本当に慈悲と徳はあるのかなというお声もあります。それで、いきなりああいう形で、議会の方にも全然説明もな



かったという、そしてまた今回、訴えの提起ということで、全員協議会で12月18日、一通りの説明があったんですけども、でも、あれではやっぱり説明不足かなど。こういう形で訴えの提起ということで、賛否を問う。議決をする。これは余りにも判断材料、私たち議員として賛否を問われるわけですから、判断材料といいますか、これは余りにも不足しております、だから、このままの流れで、やっぱもう少し掘り下げたところ、一体どうやったんかという真実、裁くのは最終的に司法が裁くんでしょうけれども、それ以前に、私たち議員として、市側が訴えていいかどうか、これの議決をするわけですから、ここはもう一つそういう調査をするといいますか、もうちょっとそういう判断をする材料の場が欲しいなと思います。

**下村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 何度も繰り返すようではございますが、今回の訴えの提起につきましては、住民監査請求の勧告に基づいたものでございます。住民監査請求の勧告は先ほど副市長が申しあげましたように、まず住民監査をされた本人さん宛てに、それと行政の長である市長宛てに、それと議会宛てにと、その3本を渡しております。勧告の書類を、私の方はいただいておりますし、議会の方も、それに沿った書類を各議員の皆様方にも、全協の場ですね、説明の中でそういう勧告をいただいておりますということで、ご紹介をさせていただいております。全く連絡させていただいていないわけではございません。勧告に基づいた内容につきましては、私の記憶ですと、今ここに勧告書を持っておりませんのであれですけども、前市長、前副市長とも聞き取りをされたように、たしか聞いておりますし、ですから、法的手続としては、行政と本来やるべき手続は全てクリアした中で、今回、訴えの提起の議案を提出させていただいたわけでございます。決して議会の方に、委員からご意見をいただいております住民監査請求の勧告の内容につきまして、当然のことながら監査委員事務局の方から確かに渡しているはずだと思いますので、またその説明についても、できる部分はさせていただいております。あくまで、これは住民監査請求の勧告に基づいた手続で、法的手続でございますので、市政検討委員会といいますのは、ある種幅広い部分でいろんな政策等を提言をいただいておりますので、必ずしもこの道の駅だけをやっているわけではございません。

それと、道の駅のこの事業に関するいろいろな事情につきましては、私どもがお願いするということではないですが、議会の中で百条委員会を設置されるなり、それへ特別委員会を設置されるなり、それは議会の判断でされることではございまして、それをやっておくことと、今回の訴えの提訴とは全く別のものではございます。議会は議会として、私は先ほど両輪という言葉を使いましたけども、それを紹介されましたけども、まさにそのとおりで、議会は議会独自で調査されることについて、行政が協力させていただくということは、もう当然のことではございますので、議会独自で調査されることは必要やと思います。

ただ、私どもの行政としての法的手続は、やはり法律の趣旨にのっとった形で粛々と進めていく。それをしないということは、市民皆様方、住民皆様方に対する反する行為になると理解しておりますので、その手続のために、今回、議案を提案させていただいたわけではございますので、議員皆様方のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村優子委員** 先ほどからファックスだけとかという話もありますけれども、全協も開いて、説明もしていただいています。今回、この勧告を受けて、順序立ててこういうふうになされているわけですから、別に問題はないと私は思っております。ただ、前市長、前副市長のお話も全然聞いていないという話も先ほどからご意見をいただいていますし、いろいろな問題も新たに出ていきますので、これは一委員として、百条委員会の設置に向けた話し合いも必要かなというふうに思っております。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** 先ほど市長がお述べになったとおりであると、私は思います。住民監査請求があって、監査をやられて、報告をされて、その報告指示に基づいて請求されて、支払い意思がないので訴えらる。これは1つの流れで、粛々ときょうまで進められたということでございます。ただ、先ほどから各委員がお話しになつてると、私は一定共通点がございまして。私は、ある議員から怒られて、おまえ、そんなことも知らんのかと、いろんな関連の内容についてですね。これは、議員活動として勉強不足やなというご指摘を受けました。議員によっては、この一連の内容についての十分な内容把握をしておられる議員と、そうでない議員とも温度差があんのかなと。これは、正しい情報であったり、間違った情報であったり、いろいろとそういう情報が混乱状態になっているというのが現状なのかなと思います。

そこで、先ほどからご提案なりお話がありますように、もう一度本来のこの監査報告に基づいて勉強させていただくとか、十分に全員協議会で部長の方からは説明をいただきましたけれども、私が記憶に残ってるのは、非常に早口でさらさらとこれだけの長い文書、14ページにわたる文書を説明していただいたなという記憶は頭に残っていますけれども、なかなかその内容の1つ1つを十分把握するに至らない説明であったのかなと。私の能力がついていけない、若干早いスピードの説明であったのかなというふうなことも感じております、今になってですね。今になってと、なぜそれをただし置きするかというと、ここで先ほどから出ておりますように、議会の議決によって提訴をするということになっていたということは、その当時、全員協議会のところでの説明の中であったのかなと。私は、ちょっとそのところの記憶がない。市当局で、こういう手順を踏んでやられるというふうな立場で聞くのと、今回、こういう議会の議決によって提訴をされるという立場で聞くのと、若干聞き方、角度が変わってくるのかなというふうな思いを、今になっていたしているところでございます。

できましたら、それぞれの議員が14ページにわたる監査のご報告の内容もしくは現在いろいろと飛び交っているこの件に関します情報の整理をする機会を、一度議会の中でやればと。こういうふうなことが、この訴えの提起の議決の前にあるべきかなというふうに感じておるところでございます。

**下村委員長** 市長。

**阿古市長** 今回の議案の提出は、上程したのは本議会の初日でございます。当然のことながら、議会運営委員会が開かれましたその日のうちに、各議員の皆様方に議案の提示はさせていただい

ております。

それと、住民監査請求の勧告の部分につきましては、ある種説明はさせていただいているように理解しています。

それと、議案の審議は今やっただいただいているわけでごさいます、そのことについて何かお聞きになる、この議案について何かお聞きになることがありましたら、幾らでもこの場で返答させていただきます。

以上でございます。

**下村委員長** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 30 分

**下村委員長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続きご意見、質疑等ございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 午前中、いろんな意見が出てきたと思います。質疑といいますのか、私の個人的な考え方ですけども、やっぱりこういうふうなことになってきたというのは、私も議員の1人として責任を感じている。いわゆる議会の対応が遅かったのではないかなというようなことの中で、住民監査請求が出てきたんじゃないかなというふうに思っております。ですから、一応やっぱり百条とか調査特別委員会の話が出ていますけども、それはそれで別にして、今、議第15号から議第17号、訴えの提起が出ている分につきましては、やはり監査請求から出てきた勧告、これが一番大事ではないかなと。自治法に基づく、あるいはまた刑事訴訟に基づく法というものがあるわけやから、それはそれできちっと進めていくべきではないかなというふうに思うんですけども、理事者側としても、これは絶対必要やということの答弁をきちっとしていただいて、我々にも理解できるような答弁をしていったら一番ありがたいかなというふうに思います。私は、何遍も言いますが、勧告は勧告として受けるべきやというふうに思っておりますので、そのような考え方について教えていただきたいと思います。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいまの岡本副委員長のご質問でございますが、まずは手続としましては、やはり住民監査請求の勧告を受けました一連の流れの中での今回の訴えの提起は、やっっていくべきであると考えております。なお、再三申し上げておりますとおり、市長の諮問機関であります市政検討委員会などの答申を踏まえたいろんな調査でありますとか、今後のこの件につきましては、まだまだこれは手続の一端でございますので、これで終わりというようなわけではございませんので、それについては、再三ご意見を賜っておりますように、その都度その都度ご報告をできる内容が、それは吟味をいたしながら、できるだけ適切なタイミングで、ご説明ができることについては、議会に対して説明をしながら進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 今回の副市長の説明がありましたけども、まだちょっと、頭が悪いかわからん、市政検討委員会と監査の内容とは、私は別やと考えています。同じ内容であっても、市政検討委員会は検討委員会で検討していると。今、議題になったんのは、監査委員からの勧告を受けたことに対して議題になっていると、私はそう思っております。ですから、ここで市政検討委員会とか出てきたら、話がややこしい。市政検討委員会に基づいて、この訴えを起こしてんのやなしに、監査委員からの勧告を受けて、それに基づいてやっているということ、私はきちっと説明していただいた方がわかりやすいんじゃないかということで、こんな質問をしたわけでございますんで、今は監査委員さんからの勧告に基づいてやっているということをはっきりとしていただいた方がいいと思います。もう市政検討委員会とか言うと、余計ややこしなってきて、こんがらがってくるんじゃないかなというように思いますんで、そういうことをひとつよろしいをお願いします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

改めてご説明をさせていただきます。今回の手続につきましては、住民監査請求の勧告を受けて督促をいたしたと。その督促に対して、支払いの意思が確認できないということで、次の措置としてやっているものでございまして、この一連の流れは、住民監査請求の勧告に基づく、また地方自治法の規定に沿った市側の対応でございます。

以上でございます。

下村委員長 はい、よろしいですか。ほかに。

西川委員。

西川委員 今回の答弁は、初めから僕はわかって、せやから市長も監査からの勧告を受けて粛々とやる。それはそれでよろしいやんと言ってますよ。せやけれども、このことを議会が議決して、決断するところに、議員としては余りにも大きなことを判断するのに情報不足やと、こういうことや。

それで、議第15号から議第17号について、いずれの者からも支払い意思が確認できなかったということやけど、この確認をしたのはいつですか。

それと、今、副委員長の方から、市政検討委員会のこととこれとごっちゃにしたらあかん。ごっちゃにしたらあかんのはわかっていますよ、それは。当たり前の話やねん。市長の諮問機関みたいな。ただ、この市政検討委員会がいろいろなことで調査に入ったのが4月10日、10日からですよ。それで、住民監査請求ということやけど、本来は議員は議員でできんねん、監査請求は。それを、元議員であった人が、テレビカメラを連れてきてしはったわけや、住民監査請求。それで、そのときに、産業廃棄物のことをちゃんとうとたったんかいな、原本に。違うやんか。

それで、市政検討委員会が産業廃棄物のどうのこうのというふうなことを、どこかの時点で監査委員との打ち合わせがあったんちゃうかと。せやさかいに、監査結果報告のところに産業廃棄物なんていうのが出てきたんねやないか。そやろう。そういうことは何やというたら、

監査委員はちゃんとしたんですよ。せやけれども、監査委員そのものの、市政検討委員会なり行政と監査委員と、これ本当に監査委員に独立性がちゃんと保たれているのかということも含めて、この調査をすると言うてんねや。委員長、そうちゃいまっか。

下村委員長 はい。

西川委員 せやから、このことに関して、ちゃんと議会は調査をして。せやから、ちゃんといつ幾日どこかで行政と監査委員と、こんな聞き取りしました、ああいうやりとりしました、そんなことがあるのかどうかも含めて、ちゃんと調査すると言ってるねん。

下村委員長 局長。

中井議会事務局長 監査事務局の立場として、済みません、発言させていただきます。

今の西川委員の発言でございますが、監査委員さんと市政検討委員会、何かあったんじゃないかというお話ですが、これは一切絶対あり得ません。

以上です。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

市政検討委員会の審議の立場から申し上げますが、市政検討委員会として、監査委員と何らかの情報交換をしたような事実はございません。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ご質問は、支払い意思の確認ということでございますけども、先ほども申し上げましたが、平成29年12月18日付で、監査結果を踏まえた措置、具体的には督促状の送付をさせていただきますして、各相手方に係る措置に対する期限を平成30年1月9日に設定させていただいておりますが、この日までにおいて、いずれの者からも支払いの意思は確認できなかったというところでございます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 1月9日に確認しはって、それで今3月議会やから、これを出してきました。その間、臨時会もやっているし、議会にこういうことだというのは、もうちょっと早いこと、いろいろと議会に、ぼんとこれを上げてきやんと、そういうことをやらはったらよろしいねやんか。9日でしょう、それ、意思がないのは。ほんだら、どんな動きすんのんか、わかるということでしょう。

それと、さっき市政検討委員会の竹橋さんと話をしたんかと、そんな話はしてませんで。行政側が、こういうことです、ああいうことですというふうな話を、局長は監査を持っているから、そらそういうことを言うけど、市政検討委員会と正式にそなんやったって、そなんもん誰が認めるのよ。ただ、はっきり言って、何でそういうことを言うかということ、これは例ですよ。市長は、今の何人かを刑事告発したんや、2月16日。そなん、行政やさかい、やったらよろしいやん、こなん。せやけども、こういうことをしまっせと届いたん見たら、市長、これは10時27分ですわ、私に届いたん、10時半ですよ。終わった後、こうや、こうし

ますねんと。そういうふうな議会を、私は反対勢力やみたいな思うて、議員を、いや西川というのは、こんなもん余り知らさんでもいいと思うてんのか知らんけども、議員やもん、やるねやったらやるとわかったたら、早い目に知らさんかいな。何もそのことをあかんともいいとも言える立場に、私はないんやから、少なくとも。

それも、さっき言ったように、既に守秘義務違反や言ってるのに、その人を訴えてんのに、ちゃんと調べもせんと、もう既に読売テレビが取材をやってしもうて、その後の話やないかい。そんな微妙なことも、それを1人の職員を守秘義務違反で刑事告発するねんで。よう調べてからやらんと。そこらも含めて、これは例を言ってるねや。こんなもん、議員の何も情報も与えやんと、それで、いやありません、ありませんと。そうは行かへんでということ言ってるねん。監査委員もちゃんと呼んで、98条なら委員も呼べんねやん。それを呼んで、ほかの人も参考人にみんな呼んで、特別委員会を設置して呼んで、きちんと産業廃棄物の問題もちゃんと追及して、それで議会が決断して、よっしゃ、市長、これをまずどうなるかわからんけど、やんねやったらやりましょうというねやったらいいけれども、9日にちゃんとして出てきてんのに1つも言わんと、3月にぼんと議会に、これを決断しなはれて、どうということや、これは。これは、とてもやないけどいかんで。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 午前中も、今回のこのお問い合わせに関するご質問がございましたので、午前中には、私はこの件についてはご答弁を申し上げておりますが、再度繰り返してご説明をいたします。

期限を切って、まずは督促をいたしました。その督促の期限が参りました。一応期限は来ましたが、そもそも督促の期限自体も、こちらの方から一定期間、これは弁護士と相談しながら設定をした期限でございますが、その期限が到来をしたということになります。その期限が来たら、直ちに支払いがされないという丸かペケかというふうな判断ではなくて、これは法律で手続としては、更に一定期間待つのが相当であろうということで、その部分の様子を見ておりました。その上で、これも午前中申し上げたことでございますが、訴状を準備するには、当然一定の作業なり確認作業が必要でございますので、そういった作業について、顧問弁護士と十分な打ち合わせをしながら、更には訴えの提起を市側が起こす場合には、議会の議決が必要であると。これにつきましては、この件について、確かに西川委員がおっしゃるように、途中で臨時会を開かれたタイミングもございましたが、十分な準備をしながら、3月の定例会でお諮りをするのが相当であろうということで、これは相当な期間、あるいは相当な手続の適当な期間であるということ、手続をしながら弁護士とも相談をしながら進めてまいったことございまして、午前中にも、このお問い合わせに対しましては、そういったご説明をしております。

以上でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** それなら相当の期間を置くんなら置くでいい、よろしいがな。臨時会もやってるのに、いやいや手続をやるために、ぎりぎり間に合わせて、3月議会に適当やから持ってきてんと言わねやったら、これ、私は時期があんのか知りませんで。言ってるのは、こういうことを初

めて議会に出てきたさかいに、きちっと把握して、本当にこの産業廃棄物はどんな形で、どういうふうな影響を与えていたんか。今、職員がああいう形に追い込まれたのはどういうことか。そういうことを、きちっと議会としてもつかみたいと言ってるわけやん。せやさかいに、ちゃんと調査の委員会でもこしらえて、これが6月になったら訴えできへんというのなら別やけども、6月の定例会でも、臨時会でもいいやんけ。やりゃいいやんけ。何で3月のことのために、1つの説明も、ちゃんとした説明もなく、議会に検討ささんと、調査もささんと。これは粛々と法的な手続です。はい、粛々とやりました。そんな話、私はやっぱり議会は議会で、独立性があんねん。議決せんなんでさかいに、議決するだけの審議もきっちりやって、はい、市長、行政側が言ってるのはそうでんなど。ただ、このことには、産業廃棄物を1つも触れていないけれども、こういうふうな不当利得と言ってるわけやから。本当に不当利得か、どういう形でこうなったのか、そういうふうなことも含めて、議会として、谷原議員は百条委員会と言っているかしらんけど、新聞にも百条委員会設置どうのこうと、ぼんと出ている。それでもやるのならやるで、覚悟してやったらいいやん、しっかりと。

ただ、このことに関して、1つも、ほかの知ったはる議員もおんのかしらん。僕は少なくともこのことに関して、何の聞き取りも調査もしてないで。議会として、1回も開いてないやんけ。こういうことがあるさかいに開こうかと言っても、この所管で。参考人で呼べるで、みな。監査委員だつて全部、98条やったら監査委員もどういう形でどんなことをやったか、全部呼べるで、参考人で。それをやってくれと言ってる。これからでも遅うないやんか。委員長、頼みますわ。

**下村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** もう一度申し上げます。今回のこの議案の上程審議につきましては、監査委員会の勧告によるものでございます。行政は、そのシステム、法律に基づいて手続を進めている次第でございます。

それと、勘違いをされている部分がございます。今回のこの提訴につきましては、当然法廷で争われるべき事象でございます。当然そのことにつきまして、裁判所等で、その協議の中で、もしくは法的判断の中で、どういう結論になるかということでございます。議会の権限といたしまして、例えばその責任が誰にあるという法的責任もしくは過失割合等の議論というのはあり得ないことでございます。議会は立法権でございます。立法に関する権限はございますが、それに対する司法の、行政と司法、立法は分かれていますので、今、おっしゃっているボーリング等、ここに触れておりませんが、それは民事訴訟の中で、当事者同士がいろいろとご意見をいただいた中で、司法が判断するべきことでございます。議会がこうだというような司法的な判断を下すということは、制度上あり得ません。ですので、行政としては、法律に基づいた形で、今現状のシステムに基づいた形で、粛々とその作業を進める。その結果につきましては、司法の判断を待たざるを得ないということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、市長おっしゃったことは、えらいレクチャーしてもらって、そんなん当たり前のこと

や、そんなんわかってますよ、そんなことは。ただ、このことを議決して、裁判になって、これを維持していくためには、はっきり言って、全部お金がかかってくる話と違うんですか。弁護士を含め、これは訴えたらそれでよろしいわという話とちやいまっしゃろ。ここに書いてあるそういうふうなことも含めて、議会として議決する以上、予算とも一緒に、議決する以上、いろいろ聞いて、いろんなことがわかって、予算でもここは修正してもらわなあかん、これは修正せやへんたら議決せえへんで、それでやりとりやって、修正するんやったら修正する、議決をするわけで。そういうふうな議論をした場がないから、議決をせえと持ってこられても、何もはっきり言って、議会があんたはこんな罪ですよ、こんな罪ですよと、そんなことを言う権限みたいあらへんのは、初めからわかっていますよ。これには予算が絡んでくるし、これを議会で議決したら、必ず、今、市長言われたように、裁判なり何なりなっていったら、その費用はみな出ていくわけですよ。そういうことも含めて、それもみんな覚悟してやるには、情報がなさ過ぎると言ってるだけや。そういうことで、もう答弁は結構です。

**下村委員長** それについての答弁ですか、はい。

**阿古市長** 先ほども申し上げましたが、行政手続として住民監査請求に対する勧告が、監査委員からいただきました。これは、行政に対して、もしくは監査請求をされた団体ご本人に対して、それと議会に対して勧告の報告をいただいております。それは、昨年いただいております、そのことにつきまして、全員協議会の席でも議論になっているように聞いております。それ以降の手続につきまして、請求をしますよという話も多分あったように思うんですけども、一定の期間をいただいております。

それと、今、費用のことをおっしゃるんですけど、これは法律の中で、その制度の中で、例えば住民監査請求を起こされて、監査委員の方の勧告がこうでありますという報告を受けましたら、それに沿った形で、行政はその任務を果たさなくてはいけないということでございます。ですから、その費用につきましては、当然のことながら行政が持つというのは当たり前のごとでございます。そのことについて、もし議会がその費用を認めないということがあるのであれば、それは越権行為であり、本来、法律を無視する結論でございます。

以上でございます。

**西川委員** ちょっと誤解されたらたまらんで。これはやんねやったらやる。議会は、このことについてせえへんで、こんなん出してきてと言ってんのちゃうで。もうちょっとちゃんと議会として審査するて言ってんねや。9日に出てきて、それでこういうふうなことをやって、その調査もしたらあかん。いや、私、こんなもん、肅々と出してきてんやさかい、議決せんかいと言われたって、それは何も、反対して、これをやらんようにしてんねんで、それはちゃうで。これははっきりとしとかなと。

**下村委員長** 市長、どうぞ。

**阿古市長** 議会内部のことにつきましては、行政がどうのこうの言いません。百条委員会を設置されるんでしたら設置されて、調査されるのは結構です。せやけど、今回出している案件につきましては、住民監査請求に対する法的手続でございます。ですから、それは肅々とやっていくのが、行政としての責任でございます。それはご理解いただかないといけないと思います。



それとは別に、議会の中で百条委員会を設置されるのか、特別委員会を設置されるのか、それは議会の判断でされることでございます。それに対して、行政がああしろ、こうしろという話にはなりません。行政は行政としての役割を粛々と果たしていく。それが、行政のあり方でございます。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに何かご意見ございませんか。

吉村委員。

**吉村始委員** 私、今ずっと今の質疑を伺っておりまして、今この場というのは質疑の場だというふう  
に認識をして聞いておりました。質疑というのは、質問をして、それに対して理事者側がど  
ういうことを言っているのかというのを確認をするということだろうと思いますが、それを  
ちょっと通り越しているような感じがいたします。やっぱり議会ですから、私たちは議員で  
すから、やはりそうやった法律に基づいて、きちっとしたルールを守ってやるべきだと思  
います。ちょっとこれは、私は、インターネットでごらんになっている方もいらっしゃるので、  
やはりそれなりの品位を持ってやっていただきたいというふうに思います。

**下村委員長** はい、内容はわかりました。

質疑だけではなく、当初に質疑ないしご意見がございましたらということをおっしゃ  
りまして、この件に関しては非常に重要な案件だと考えておりますので、ちょっとご理解もいた  
だきたいと。冷静な質疑、意見を、これからお願いしたいと思っております。

ほかにご意見ございませんか。本件については各委員の考え方がまとまるというのは、非  
常に苦しいような案件でございますので、ここでちょっと暫時休憩をいたしたいと思  
います。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後2時15分

**下村委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

大変皆さん方、時間を取らせまして、本当に申しわけございません。委員長、副委員長、  
また議長、副議長で少し相談させていただきまして、もう一度、委員の皆さん方のご意見を  
再度、1人ずつといたしますか、拝聴いたしたいと思っております。ということでよろしいでし  
ょうか。

(「はい」の声あり)

**下村委員長** そしたら、まず、松林委員、よろしく申し上げます。

**松林委員** 先ほども同じことを申し上げるんですけども、行政側は一定の法にのっとってここまで  
来たという、それはわかります。ただ、ここで、私としましても、訴えの提起ということで、  
賛否、議決をしなければならない、審議しなければならない。審議する上で、私は別に司法  
でも何でもありません。裁く立場でも何でもありませんけれども、かなり判断材料といいますか、  
そこらの部分で、もう少し慎重に考えるというのか、調査するというのか、そういうような  
部分が欲しいなという気持ちでございます。

**下村委員長** 調査する時間をいただきたいということでございますね。

続いて、吉村委員。

**吉村始委員** 議第15号から17号の訴えをされたということにつきまして、私は、行政としては、住民監査請求があったと。その勧告に従って、法的にも道義的にもきちっとそれにのっとって対応をされているということでございますので、これについては、何ら問題がないと思いますので、それに第96条の第1項第12号の規定によって、議決を求められているということで、今、おっしゃっているのは、これについての意見ということですね。

**下村委員長** はい、そうです。

**吉村始委員** 私としては、これは議会としても了としなければいけないというふうに思います。むしろ、本当に慎重に、私が今の議論を聞いていても、それから、前から見ていた印象としましても、慎重に行政の側はやっておられると。期限が来た後も、一定の期間をきちんと置いてやっておられるということですので、その点につきましても納得できるものだというふうに、私は思っております。

以上です。

**下村委員長** 議第15号、16号、17号については、きょう採決をした方がいいと。

**吉村始委員** そうですね。それについては、私は、きょう採決で十分、私の個人の意見とすれば、きょう採決で全く問題ないだろうというのが、私個人の意見でございます。

**下村委員長** それでは、川村委員。

**川村委員** 冒頭に私の意見から始まったわけでございますけれども、多くの委員の意見を拝聴いたしまして、私の勉強不足というか、そういった部分について反省なりはしてたんですけれども、やはり本当に行政側が住民監査というそのことを、やっぱり真摯に受けて、この流れ、粛々と手続を進められたことについては、私は何の異論もありません。異論はないんですけれども、最終的にこの議決を議員でやっていかないといけないというこの際に来まして、やっぱり議決をしていくという以上は、きっちりと内容の議論をもっと深めていきたいというふうに、私自身は思っております。だから、きょうの賛否ということにつきましては、私自身、ちょっと無理があるかなと。継続なりをして、再度そこに調査を進めていって、ある一定の期間をいただいて、またこのことについては、再度議決していくという形をとっていただきたいなと思っております。

**下村委員長** 継続ということにした方がいいということでございますね。

はい、増田委員。

**増田委員** 先ほども申し上げましたように、市長の方からも、しかるべき手順で進めていただいているということは、十分理解もさせていただいております。ただ、非常にタイトなスケジュールの中で、ちょうど10月の末ぐらいから始まったいろんな監査報告等々の処理の今日までの流れの中で、これは総務建設常任委員会の調査案件というふうなことで、道の駅関連についてはもう少しいろんな場所でいろんな情報を各議員が共有して、このことに関しても十分なご理解のもとに進んでいけばよかったのかなというふうには思いますけれども、今の段階で、さあこの訴えに対して、私にどうするという訴えに関する判断を仰がれたときに、いろんな情報が入りまじった形で、正しいのか正しくないのかも含めまして、情報が入りまじっている状況でございます。まあ、知り得ておられるいろんな豊富な情報をお持ちの議員と、私の

ような余り十分な情報を持たない議員との格差も否めない今の状況なんかだと。

その中で、ここに判を押してくれというのは、ちょっと勉強してから押させてくれというのが、私の正直な今の段階の気持ちでございますので、もう少しそういう機会を設けていただけたらありがたいということでございます。

**下村委員長** 増田委員のご意見として、時間が欲しい。継続ということでございます。

次、岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、いろいろな意見が出てますけども、私の個人的な考えかも知れませんが、監査委員の立場、監査委員というのは、一旦これは監査オーケーですよとなされた物件を、住民監査によって、監査委員がいやいやもう一度監査をやり直しますと。やっぱり監査委員としても、かなりの決断をされたと思うんです。一旦オーケーですよと出したものを、今になって、これはいけませんと。返還請求をなさいよということも言われたということが、かなりの決断をされて出てきたというふうに思っております。

ですから、その監査委員の気持ちを酌むといいますか、法的に勧告を受けた以上は、その勧告に向けて粛々と進めていく。これは理事者側も議会も一緒やと思いますんで、私は採決をとるべきである、進めるべきであるというふうに思います。

**下村委員長** 岡本副委員長は、本日採決をとるべきであるということでございますね。

続いて、吉村委員。

**吉村優子委員** 私も午前中言いましたとおり、勧告に基づいて進められていることで、何ら問題はないうというふうに思っていますので、採決すべきだというふうに思っています。

**下村委員長** 採決を本日するべきであるということでございますね。

西川委員。

**西川委員** もう何遍も僕は言ってます。ただ、このことに関しては、住民監査請求を受けて、その監査結果で、別に市の方が監査結果を受けてここへ出してきてますと、その手続は粛々と進めます。そんなことは、誰かにレクチャーしてもらわんでもようわかっている話で、ただ、何回も言っていますように、議会にこのことが出てきたのは、今、初めてですよ、議決というて。そら、粛々と進めるから、これをしようとしたら、議会に諮らんとできませんよ。それならそれで、はっきりと、僕はさっき言ったように、市政検討委員会がどうのこうのというよりも、住民監査請求を起こされたときに、本当に原本に、僕はちょっと見落としてるのか知らんけれども、産業廃棄物どうのこうのという文言は、住民監査請求の中ではなかったと思う。それが、いつの時点か、聞き取りをやったからかどうかわかんけれども、市政検討委員会の中で誰に聞き取って、職員に聞き取ったかわかんけれども、4月10日から調査をやった中で、産業廃棄物云々ということが出てきて、それで、監査委員の勧告の中にそんな話、結果の中に出てきてるから、職員に聞き取ったさかい出てきたのかどうか知りませんが、そういうふうなことも含めて、僕はこの件に関してだけです。この件に関して、果たして本当に監査委員の独立性が保たれてたのか。そこに疑義があるから、委員会をもって、きちっとそこらも問いただしていきたい。それであれば、6月なら6月でも、9月でも。監査委員と1回も話もしてないわけやから、議会は。せやから、そういうふうなことが聞き取

れるという委員会があるわけやから、その委員会を設置して、早い時期に議会が議決したらいいと思う。この時点でせえというのは、僕はどうも納得いかんから、早いこと、委員長、特別委員会を設置するのか、この委員会に付託されたら、調査を。それを、98条を使うてやるのか。それは委員長に任せます。せやけども、はっきりとこのことに関しては、議員が納得いくような調査をして、監査委員の報告に対して、真摯に向き合っていくということやから、時間をいただいて、はっきりと調査をして、それから議会に諮っていただいて、議決をすべきかどうかを判断したいというように思っておりますので、よろしくお願ひします。

**下村委員長** はい、わかりました。特別委員会のことはちょっと置いときますけれども、時間をかけてもう少し審議すべきであると、継続審議ということでございますね。

そしたら、お一人一人のご意見も拝聴いたしました。そのうえで、何かご意見ございましたら。

川村委員。

**川村委員** 私も、皆さんの一人一人のご意見を伺いまして、この3つの議案につきまして、今後どうするかという本委員会での一応方向性というのを決めないといけないと思うんですけども、継続というような皆さんのご意向が強いのではないかなということですけども、そのあたりでちょっと1回、ご意思を確認していただいたらどうでしょうか。

**下村委員長** 調査をする時間が必要だという方が4名と、そしてきょう採決するということが望ましいという委員の方が3名でございます。正直言ひまして、私、委員長としても採決というか、ただいま川村委員からご意見がありましたけれども、本委員会に付託されております議第15号、16号、17号の3議案につきましては、本日の委員会以降も引き続き審査を行えるものとし、本会議終了日の時点で、委員会採決まで至っていない場合、議長に対して閉会中の継続審査の申し出を行う取扱いにさせていただくことに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村委員長** 4名の方の賛成でございます。賛成多数でございますので、私が今説明させていただいたように、継続審査ということに決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

安川部長。

**安川総務部長** 失礼いたします。総務部の安川でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算書1ページの方をまずごらんいただきたいと思います。今回、全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,638万4,000円を減額いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ149億5,857万5,000円といたすものでございます。続く第2条では繰越明許費を、まだ第3条におきましては地方債補正をお願いいたすもので

ございます。なお、これより当委員会に付託されております部分につきましてご説明を申し上げます。

それでは、7ページの方をお開き願いたいと思います。7ページの方では、第2表といたしまして繰越明許費についての記載でございます。全16事業のうち、総務建設常任委員会に係ります事業といたしましては、まず第2款総務費におきましては、防災行政無線デジタル化整備事業、第5款農林商工費におきましては市単独土地改良事業及び団体営土地改良事業、6款土木費におきましては道路橋りょう維持事業から吸収源対策公園緑地事業までの7事業、また第9款災害復旧費におきましては治山施設災害復旧事業及び農業災害復旧事業の以上12事業でございます、合計金額といたしましては12億1,610万7,000円となるところでございます。

次、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページの方は、第3表の地方債補正についてでございます。まず、上段の表、1、追加におきましては幼稚園施設整備事業の限度額を740万円として追加いたすもので、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。次に、下段の表でございます。2の変更でございます。起債の目的欄でございますが、防災行政無線管理事業では、補正後の限度額を8億2,890万円に、次の地域循環型社会形成推進事業におきましてはゼロ円に、団体営土地改良事業におきましては2,250万円に、農業災害復旧事業では1,780万円に、それと文化財災害復旧事業費では420万円に、治山施設災害復旧では2,010万円に、それぞれを変更いたすもので、以上6事業の総額が8億9,350万円となりまして、補正前より3億6,310万円の減となるものでございます。

続きまして、事項別明細書14ページをお開き願いたいと思います。初めに、歳出予算の方からの説明をさせていただきたいと思います。まず、1款議会費、1項1目の議会費では218万9,000円の減額で、主な内容といたしましては、14節の議場等映像音声機器賃借料の補正でございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費におきましては2,052万6,000円の増額で、主な内容といたしまして、19節退職手当特別負担金の補正でございます。続く5目電子計算費では135万6,000円の減額で、13節の電算委託料及び14節のソフト等使用料の補正でございます。続く6目地域情報化推進費におきましては131万9,000円の減額で、14節のソフト等使用料の補正でございます。続く8目自治振興費におきましては152万6,000円の減額で、14節の防犯カメラシステム賃借料の補正でございます。続く11目防災行政無線管理費では1億6,934万6,000円の減額で、15節工事請負費などに係る補正でございます。続く12目地方創生推進交付金事業費におきましては682万8,000円の減額で、13節委託料及び15節工事請負費に係る補正でございます。次に、2項2目賦課徴税费におきましては30万円の減額で、14節の電算機器等賃借料の補正でございます。続く3目過年度支出金におきましては100万円の増額で、23節の過誤納付還付金の補正でございます。次に、5項3目市議会議員選挙費におきましては1,243万4,000円の減額でございます。全て選挙執行に伴います減額に当たるものでございます。次に16ページをお開き願いたいと思います。続く4目衆議院選挙費におきましては713万8,000円の減額で、先ほどと同じく全て選挙執行に伴います減額となるものでござい

す。

続いて21ページの方に移りたいと思います。21ページの5款農林商工費の方でございます。1項2目の農業総務費におきましては38万4,000円の減額で、8節の報償費の補正でございます。続く3目農業振興費におきましては10万円の減額で、19節農政活性化推進協議会負担金などに係る補正でございます。続く4目経営所得安定対策事業費では70万円の減額で、19節生産調整地域調整推進助成金の補正でございます。続く6目農地費では350万円の減額で、13節測量設計と委託料の補正でございます。続く10目団体営土地改良事業費では396万円の増額で、15節工事請負費におきましては500万円の減額、19節の県営ため池等整備事業負担金におきましては896万円の増額となっておりますのでございます。次に、2項1目農業振興費におきましては143万7,000円の減額で、11節事業費及び13節委託料の減額補正となっております。

次に、6款の方に移りたいと思います。6款土木費、1項1目土木総務費では110万円の減額で、13節道路台帳作成業務委託料の補正でございます。次、22ページに移りたいと思います。2項2目道路新設改良費では63万円の減額で、19節大和平野土地改良区脱退金の補正でございます。続く3目尺土駅前周辺整備事業費では644万2,000円の減額で、主なものとしたしまして、15節工事請負費で2,000万円の減、22節補償費で2,530万1,000円の減となっておりますのでございます。続く4目国鉄・坊城線整備事業費では1,450万円の減額で、15節工事請負費で3,197万1,000円の増額、17節道路用地購入費で3,197万1,000円の減額などが主な内容でございます。続く6目地域連携推進事業費では58万7,000円の減額で、13節の測量設計等委託料の補正でございます。続く7目地域活性化事業費では1億6,457万円の増額で、23節社会資本整備事業交付金国庫補助金返還金となるものでございます。次に、4項3目の公園管理費におきましては70万円の減額で、そのうち19節公園等緑地管理活動補助金の10万円の減額が、当委員会に係るものでございます。続く4目吸収源対策公園緑地事業費では900万円の減額で、15節の工事請負費の補正でございます。

次に、7款消防費におきましては、1項2目非常備消防費におきまして91万3,000円の減額となっておりますのでございます。

26ページに移りたいと思います。9款災害復旧費、1項1目におきましては治山施設災害復旧費におきまして3,260万円の減額となっております。13節の委託料並びに15節の工事請負のそれぞれ減額補正でございます。続く2目農業災害復旧費におきましては1,760万円の減額で、13節委託料の補正でございます。

次に、10款公債費におきましては、1項2目の利子におきまして1,970万円の減額となっておりますのでございます。

次に、28ページをお願いいたします。こちらは給与費明細でございます。まず1、特別職についてご説明を申し上げます。左端の補正前から補正後を引いた最下段の比較欄で申し上げたいと思います。比較欄の3行目のその他の欄におきましては、人数が105人の減、報酬で273万3,000円の減となっております。続いて29ページの2、一般職でございますが、3行目の比較欄におきまして、職員手当におきまして764万2,000円の減となっておりますのでござ

います。

続きまして歳入予算の方に移りたいと思います。9ページの方にお戻りいただきたいと思  
います。9ページの初めに、1款市税、1項1目個人におきましては6,000万円の増額、続  
く2目法人におきましては3,600万円の増額となっておりますのでございます。次に、2項1  
目固定資産税におきましては6,300万円の増額となっております。また、次の3項1目軽自  
動車税では800万円の増額、4項1目市たばこ税におきましても1,000万円の増額となつてお  
ります。

次に、9款1項1目地方交付税におきましては1億5,021万7,000円の増額で、普通交付税  
の補正でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思ひます。11款分担金及び負担金、1項1目農林  
商工費分担金では50万円の減額となっておりますのでございます。

次に、13款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金におきましては314万4,000円の減額で、  
1節の地方創生推進交付金の補正でございます。次の4目土木費国庫補助では1万9,000円  
の増額で、1節の国鉄・坊城線事業に係ります補助金でございます。

11ページの下段の方をお願いいたします。14款県支出金、2項4目農林商工費県補助金で  
は326万6,000円の増額で、1節の農業費補助金の補正でございます。次の12ページをお願い  
いたします。8目災害復旧県補助金では2,080万円の減のうち、1節治山施設災害復旧費補  
助金の2,500万円の減額が、当委員会に係る補正でございます。次の3項1目総務費県委託  
金におきましては935万3,000円の減額で、5節の衆議院議員選挙委託金でございます。続く  
2目農林商工費県委託金におきましては143万7,000円の減額で、1節の森林環境税事業委託  
金の補正でございます。

次に、17款繰入金に移りまして、1項1目財政調整繰入金におきましては2億5,771万  
5,000円の減額でございます。

次に、19款諸収入、3項3目におきましては過年度収入におきまして159万円の増額で  
ございます。続く4目雑入では182万5,000円で、そのうち2節雑入のうち、消防団員退職報償  
金の収入、また土地改良施設維持管理適正化事業交付金及び国営十津川紀の川地区土地改良  
財産多目的使用料が本委員会に係る補正となっております。

最後に、20款市債、1項1目総務費では1億6,888万円の減額、2目衛生費におきまして  
は2億1,690万円の減額、3目農林商工債では1,080万円の増額、6目教育費におきましては  
740万円の増額、7目災害対策復旧事業債では1,180万円の増額補正となっております。

以上で本補正予算に係ります説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよ  
うお願い申し上げます。

**下村委員長** ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後2時49分

**下村委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

吉村委員。

**村始委員** 22ページなんですけれども、まずとりあえず1カ所伺います。6款土木費、7目の地域活性化事業費で、23節なんですけど、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金というのが1億6,457万円という多額の金額を、国庫に返納しなければならないというふうに書いてあるかと思うんですけれども、これがどういう補助金の返還なのかということと、それからその内訳、それからあとその事業自身の補助金に係る事業は幾らかということなので、一般の人にわかりやすいように百分率で、パーセンテージでお示しいただけたらと思います。お願いします。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの吉村委員のご質問にお答えする前に、まず前もってちょっとお話をさせていただきたいと思います。今回の国庫補助金の返還という経緯になりましたが、事務の手続の中におきまして、うちの担当職員が、その当時に認識の甘さや、また手続のミスがあったという中におきまして、今回、このような返還金が生じたというところに対しましては、深くおわびを申し上げる次第でございます。

ただいまご質問いただきました、それでは、返還金の内訳等につきましてご説明をさせていただきたいと思います。先ほども申しましたように、今回の補助金に係る都市再生整備事業としての都市局の分と、移転補償に係ります道路局の分の2つの部分がございます。まず、道路局の補助金の返還分でございますが、これにつきましては、社会福祉法人の移転補償に係る契約等が、土地開発公社との契約であったということによりまして、この部分については補助対象とはならないですということで、それに相応する分の補助金として6,457万円を計上をさせていただいており、それが道路局の分でございます。

都市局の分につきましては、その残り残額約1億円を計上させていただいております。この部分につきましては、きのうの答弁にもさせていただきましたとおり、平成24年に当初計画案がなされ、平成26年に第1回変更の都市再生整備計画の変更をさせていただいております。その後、建築の工事に入ったわけですが、その中において、若干の仕様が異なり、現在の完成に至った建物と、計画を出した第1回変更計画の中において異なっておる部分があると。その部分について、目的外使用という判断がなされたというところがございます。

今回の内容でございますが、まず整備計画の変更手続につきましては、まだこれから変更があるかもわからないというところで、最終的に完了後に変更計画を出せばよいという担当の認識の甘さから、しかし、それは今の時点ではだめですよということで、県の方からご回答をいただきました。それにつきましては、平成29年5月に、うちの方からみずから県の方に問い合わせをいたした結果、それではもう今の時点ではだめですよという回答がありました。その後、いろいろと県の方とお話をしておったわけですが、8月に県の完了検査があるので、その時点でしっかりと見させてもらうという経緯になったわけでございます。

そこにおきまして、まず建物においては、基幹事業、提案事業等があったわけでございます。この中で、まず大きなものとしたしまして、2階の事務所、要は当初は1階に事務所を



持ってきておったわけですが、いろんな理由があつて、2階に事務所を持ってきた。この部分については、当初、多目的室として利用をする計画であつたわけですが、それが目的外という形になっております。

それと、当初の計画にありませんでした身体障がい者用の屋根付駐車場、こちらの部分につきましても、当初計画にはないため、補助の対象外になりますよということで、指摘を受けております。そして、直売所内のレジカウンター北側におきまして、本来は1階の喫茶室コーナーとの通路というような形で計画があつたわけですが、こちらにつきましても、レジ台の北側に商品を買ったら詰める台とか、一部商品が陳列されているというようなところがございまして、その部分についても一体的な直売所との利用が見受けられるというところで、本来の通路としての確保ができておらないというようなご指摘を受けまして、その部分についても補助対象外となりました。

これらのいろんな部分におきまして、再三にわたり8月29日に県の完了検査があつた以降、約半年間、ずっといろんな協議をしながら、見解の相違というところもございまして、県はまた整備局の方と協議をしていただいた中で、そのやりとりの中で、今回の数字という形になったわけですが、これにつきましても、まだ確定をしたわけではございません。今、最終的な協議をさせていただいた中で、それに見合う部分の概算という形で、予算の方は計上をさせていただいたところですが、今年度中には、多分県なり国なりからの確定通知が来るものかと思いますが、今回の予算におきましては、その部分について計上をさせていただいたというところがございます。

それから、2つ目の質問でございます。補助金についてでございますが、まず今まで受けてきた補助金の総額でございます。都市局の方の都市再生整備計画に基づく補助金につきましては、7億2,111万6,000円を交付金として受けてきております。それから、道路事業の方の補助金でございますが、これは5億6,133万8,876円というのが、今現在、国からいただいた交付金の総額でございます。これを合計いたしますと12億8,245万4,876円の補助金を、今まで道の駅等に関する事業において、地域活性化事業費としての事業に対する補助金として受けてきた金額でございますので、ちょっと計算ができておらないんですが、パーセンテージ的に行きますと、今回の1億6,457万円というのが約12%ほどの率になってくるかなと思いますので、この辺でご理解をしていただけたらと思います。

以上が返還に至った経緯並びに返還額の内訳でございます。以上でございます。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** ご答弁を頂戴いたしました。今、道の駅かつらぎの、いわゆる都市局の部分というのは建物に係る部分であり、道路局というのは道路に係る部分で、社会福祉法人のことにしても6,457万円の方というふうなことを聞いています。今のお話によりますと、1億円の返還につきましても、設計変更が何度か行われる中で、最初に設計変更したときには、届け出はあつたけれども、その後、設計変更したときには届けなかったもので、目的外といいますか、そういうことで設計変更によって目的外のことがふえたので、助成金が減つたというふうなことです。もうちょっとわかりやすくといいますか、教えていただけるとありがたいと思う

んですが、都市局で7億2,116万円というのが、建物に係る部分の助成金、都市再生全部に係る分ですね。ということは、全体の事業の中では、例えば道の駅の後ろの分の公園部分も含めて、全体として道の駅も含めて全部の総額として大体33億円ぐらいやというふうに聞いておまして、道の駅部分だけに関する部分としては22億円ぐらい、建物だけやと8億何ぼやというふうに聞いておったんですが、7億円というのは、道の駅全体、22億円に係る助成金ということで、私の理解でよろしいのでしょうか。

それからあと、今回のことについてはまだ未確定やということで、確定はするというふうなことを、今、伺いましたけれども、今後、また何年かにわたって助成金が返納していかなくやならないというような可能性が、今後も発生してくるのかどうかということについても、あわせて伺いいたします。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの吉村委員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、都市再生整備事業の方の係る補助金でございますが、先ほど申しましたように7億2,111万6,000円が、現在まで交付された金額でございます。この都市再生整備計画につきましては、道の駅全体の中の道路部分、東側にあります道路情報棟とか真ん中にある道、それから駐車場の部分につきましては、道路局の事業となります。それから、都市再生整備計画の方につきましては、建物から西側、現在、今年度公園整備を行っております広場整備を行っている部分まででございます。そして、上のしあわせの森公園のことをおっしゃっていると思うんですけども、これはまた別の吸収源対策事業となっておりますので、その分はこの補助金とは関係のないというところでご理解をしていただきたいと思います。

それから、ご質問いただきました今後の部分でございます。先ほど申しました補助金の返還額というのは、平成27年度に交付を受けた交付金に対する返還額でございます。といいますのは、平成28年度は、実際には都市再生整備計画における補助金は受けておりません。これは、平成26年、平成27年ということで、過充当という形で、先に交付金をいただいた形になっております。ですから、平成28年度分は補助金は受けておらないんですけども、その中で、昨年に繰越しをさせていただいて、今、広場整備をさせていただいた予算1億4,000万円でございます。このうち1億1,000万円ぐらいが補助対象事業費でございます。この部分について、現在、工事を進捗をさせていただいておるところで、これらも含めた中で、最終の平成28年度の交付金、実際には受けていないんですが、工事は行っておりますので、それらの完了検査がこの夏に行われます。それをもって、最終的に総事業費に対して補助金が適正であったのかどうかという最終的な完了検査というのは、この夏にならないとわかりませんので、この後、補助金の返還が発生するのかもしれないのか、こちらにつきましては、この後の今年度、今やっております工事も踏まえて完了ということになりますので、そちらの方で確定がされると。ですから、この後あるのかないのかということにつきましては、まだ今の時点ではわかりませんので、そういう答弁でご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

**下村委員長** よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 関連ですけど、既に谷原議員が一般質問されているから、この委員会でやるのもあれやなと思うけども、今の関連やけれども、いろいろと頑張ってくれてやったやつが、手違いでこうなつた。1億6,000何ぼのうち6,000万円というのは、移転補償費1億4,000万円は移転補償の55%か45%かの分が出やんというねやろ、6,000万円。うっかりしてたんか、これ。せやけど、初めは認められてた、みんなが頑張っってやっって認められてたやつやんか。なんで、これまた何かやぶをつついたんか何したんか知らんけれども、自分らの当時のあれかわからんけれど、何でこんなことになっていったんのか。ちょっと初めにうかつとしててんということなのか。はっきりとどういう理由でこんなことがまた出てきたんか。

それと、都市局は、一旦検査を受けて、竣工とかその検査を受けて、うんと言ってもうてたやつとちゃうんかいな。この補助金というのは、一生懸命みな考えて、できるだけ補助にのるよりのように努力してくれてるわけや。そのときに、色塗りしてくれてた、いろいろと。ここは入る、入らへん。それをちゃんと守っててしてたんとちゃうんかいな。こんなもん出てきたん、オープン後やろ。それで、まだ確定していないと言ってるけれども、それで多目的ホールになるのか、事務所にするのか。こんなん、都市局はまだまだ県を經由していくのか知らんけれども、もっとしっかりと交渉する余地があるのなら交渉してやってもらわんと。これでもう確定するんかいな。ちらっと気になるようなことを谷原議員は言われたけど、まだまだまだまだ何のことも知らんけれども、しっかりと頑張ってもらわんと、結局は会計検査のことを言っはんのか、私は知らんけどさ。

そこらも含めて、きっちり自分ら職員は一生懸命やっつけてんねんから。そのところを努力するように、そんな雰囲気、市長、こしらえてもらわんと、努力しがいがないやろ。せやから、はっきり言っ、これからいろいろあつて、何かガタガタガタガタしてるけれども、自分らは一生懸命補助金を取ろうと思っ、補助金を一生懸命つけようと思っ頑張ってんねんさかい、そこらは一丸となつて頑張ってもらわんと、何かだまし取ったみたいな話とちゃうで、これ。そこら、どういう行き違いがあつたん、これ。はっきり言っ、うかつしてたんか、移転補償のやつは。それと、これからここは入りまへんねん、入りまへんねんと言っ、ああそうでかと言っという話ちゃうやろ。しっかりと、そこらはやっつけててんやろ。そこら、ちょっと返答して、これが確定してあるとは、私は思ってないけど。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まず、私の方から総括的なことをご説明をした上で、詳細につきましては、また担当部長の方から説明をさせていただきます。

まず、今回の返還の取扱いでございますが、多少、一般質問のときに谷原議員も言及され

ていた内容でもございますが、会計検査院の方からの指摘により返還命令というふうな手続ではなくて、実際に、これ、複数年で交付金の金額を確定をして、お金のやりとりをしていく中では、確かに一旦額の確定をいたしました。が、どうもその内容が、国の方の地方整備局の職員が現地を確認された等々により、確定をしたときのとり方と、解釈の違いがあるよというふうなところから、再度いろんなやりとりをして、再確定をさせていただくと。その中で、もう既に交付されていた、いわゆるもらい過ぎた部分について、精算として返させていただきますといったやりとりになっております。

その中で、柵の郷の移転補償につきましては、実際に実質的には柵の郷と契約をして、お金をお支払いしております。約1億4,100万円余り、これは土地開発公社と柵の郷の契約に基づく支出でございまして、こちらにつきましては、道路局の予算としては、土地開発公社からの移転補償につきましては、対象にはならないといった判断がなされまして、それで返還になると。

道の駅建物の方でございまして、こちらの方は、まさに西川委員おっしゃるとおりでして、我々もかなり粘りました。といいますのは、当時も多分いろいろと創意工夫をなさって、できるだけ何らかの財源がいただけるということをいろいろ企画をして、いろんな計画を国にも説明をしてまいったのであろうと思っておりますが、まず、致命的には事務所の場所が変わったことによって、2階の多目的室は地域の人が交流に使われるスペースですよというふうな説明をして位置づけをしておりました部分を、道の駅の運営会社の事務室に使ってしまった。これは、もう残念ながらもとの交付金の説明の中では対象にならない部分でございますので、これにつきましては、残念ながら事務処理の誤りといいますか、当初の計画では1階であったものが、途中のいろいろなご事情から2階に移られたということについて、補助金のやりとりの中で適切に修正ができなかったといったことではございますが、それ以外の部分につきましては、実は考え方の違いと申しますか、例えば1階の販売施設の、ある意味道の駅の施設のメインと位置づけている部分について、ここが地元の産品が非常に少ないのではないかと。そういったものであれば対象にならないとか、いろんなやりとりが実はあったわけではございまして、これは、今、約1億円を返さなければいけないといったご報告をさせていただきましたが、そもそもは全体としてほぼ全額交付金を返しなさいと。やりたいようにやればいけれど、これは交付の対象になりませんねというところから一旦スタートいたしまして、かなりいろいろご説明のし直しなり、やりとりなりをした結果、最大限縮減をした中で、この数字で今のところご理解を賜っているというふうな経過をたどっておるものでございます。

繰り返しになりますが、多分計画当時、その計画にその時点で携わった者が、できる限りの制度の勉強もして、研究もして、いろいろなさったんであろうとは思いますが、実際にこの事業の実施あるいは運営が始まる中で、これについてもいろんな使い勝手など、逆に今の現場の当事者のご事情があったわけではございまいしょうが、その中で、当初申請をした絵と、現在のでき上がりの姿が違っていると。それにつきまして、地方整備局の方が現地調査に入られた中で、意見の相違の部分のやりとりをした中で、今回、この返還に至ったと。

それと、これとも関連いたしまして、複数年のものと事業でございますので、交付金の受け取り方も複数年でそれぞれ交付がされるものでもございます。先ほどご説明もございましたように、本来であれば、最終確定、全体の確定をしてから、差し引きを一番最後に、いわゆる不足前をいただければ、逆にお返しをするというようなことも発生しなかったわけでございますが、これはある意味国の予算編成あるいは予算執行のときのタイミングといたしますか、できれば前の年度でもらってくれば全額交付できるよとか、このあたりは国、県との補助金のやりとりの中では、実はこの件に限らず、よくある話でございます、その中で、今回、この分については、計画どおりの一旦の総額を先にいただいておったところ、ところが、精算をいたしますと、もらい過ぎである部分が出てまいりましたので、返還に至ったといった状況でございます。

済みません。長くなりましたが、概況については以上でございます、説明の足りないところがあれば、担当部の方から説明をさせていただきます。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

今、ご質問の件につきましては、おおむね副市長の方から説明をしていただいたとおり、補助制度等のいろんな問題があったと思います。うちの職員の方の認識の誤りとか、手続のおくれが、1つの原因になっておる部分でもございます。先ほどからご指摘をいただいております、要は建物の計画を出しておるわけでございます。当初の計画から第1回の変更の手続は終わらせていただきました。ところが、その後において、いろんな諸事情があって、中の目的の利用の仕方が変わったと。1つ変わったから、また2回目の変更、また3カ月後に次の変更という何遍も、特に建築の場合においていろいろと仕様が変わってくる場合もあるかというところで、最後に出せばいいだろうと、最終的にでき上がった状態で計画の変更を出せばいいだろうという当時の職員の担当の、その辺が職員間での連絡もやはりうまくいっていなかったのかなというふうに推察をしておるところでございます。

この後、まだ最終、今年、検査がございます。当初の計画に基づいて、きちんと計画どおりにできておるかというのが、毎年、検査になるわけです。これが、では前年の交付金に対する翌年の検査という形で続いてまいりますので、今現在も工事を行っておるというところで、今年の夏が最終の検査を受けた中で、総事業費の内容についてきちんとできておるか。今、判明した時点で、この部分については目的外使用とかいろんなご指摘を受けた中で返還をいたしますが、最終的にまだ不備がないかという検査を受けます。その中において、総事業費とかその以外の部分についてもどうなってくるのかというところは、また再計算、最終的な検査を受けた中で決まってくるというところで、今の時点ではちょっとわからないというところでございます。

今回は、建物に関する部分につきまして、県の検査の後、整備局が実際に現場を見られたそうです。直接行って、見て帰られましたので、いつ来られてわからなかったというところが現実でございます。その辺におきまして、8月29日の県の検査の後、9月からずっとこの半年間、先般も毎週のように週4日間県に通って、いろいろとうちの方の説明もさせていた

できました。再三再四にわたり担当者に行っていただきまして、私も3回ほど県に行って、いろいろと説明もしてまいりました。しかしながら、やはり整備局との県とのやりとりの中において、ここはこうでだめでしょうと、やはり目的外の利用ですよということのご判断をいただいたわけでございます。

先ほど副市長が申しましたように、最初はまだ全部だめですよと、もう単独にして自由にやったらどうですかというところから、一生懸命頑張ってここまで補助の部分をお返しせんなんということにはなりましたが、精いっぱい努力をさせていただいて、今回の補正を上げさせていただいたというところで、ご理解のほどをよろしく願いをいたしたいと思いません。

以上でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** いろいろご苦労していただいて、努力していただいている。それで、さっきの移転補償は、公社やから当初の契約の中に補助としては入っていない。せやから、45%か55%か知らないけど返しなさいと言ってきてるんや。これは、市が契約をやったら、それが入るとんのかどうかようわかりませんが、ただ、当初全部返しなさいとか言われた、目的外使用がどうのこうのと言うけども、このことに関しては僕らもわかりませんよ、補助金がどないのっていつて、どうやってきたのか。一生懸命努力してくれはったんや。せやさかいに、市単で出す分、これだけやというのが抑えられてきたんや。そのことを一生懸命やってきはった人が、おらんようになってもうてん。近畿整備局、国交省から来てたやんか、土谷さん。あの人、プロやんけ。そんなもん、全部返しなさいって、何でこんなことになってしもたんや。あの人、きちっとそういう位置づけをもしてきてくれてはったんちゃうんかい。そこのところをぼんと飛ばしてしもてるさかい、こんな今の話になってしまったと、おれは思てるねん。

はっきりと、まだ副市長は確定していない、部長も確定していないと言っている。6,000万円はしゃあないけど、1億円のやつはまだまだ努力して、ちょっとでも少のうするということなら、努力してもらったらいいけれども、私は、大きな原因はそこにあると思えますよ、いろんなことに関しては。もう答弁は結構や。

**下村委員長** という西川委員の意見でございますので、答弁はなしということでよろしいですね。

ほかにもございませんか。

手を挙げてはるから、松山副市長、どうぞ。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

当時は当時で最大限のご努力を多分されたんだと思います。ここから先は、私の感想ではございますが、私の評価として、本来なかなか財源がつかない整備に対して、どうやって財源を引っ張ってこようかという中で、交付金事業、補助金から交付金という枠組みに変わって、実はそれとともに国と地方の関係もかなり変わってきております。従来の補助の場合には、もう微に入り細に入り、例えばこれは補助対象だけでも、こっちは補助対象外だよとか、丸ペケ表があつたりいろいろしていたわけでございますが、この交付金事業というものは、一番最初に計画をまずは立てて、それを出します。実は、この計画の段階ではそんな

に詳細に図面でありますとか、数量が事細かに載っているわけではございませんで、どちらかというストーリーを示して、それでその計画を認定をしていただきます。その認定をしたものに対して、実際、国が採択をして、交付金をいただくという関係になってございますので、その結果、地方としては精いっぱい背伸びをして、まずは国に交付金の計画を採択していただくために最大限の背伸びをして、いろんな計画を出すわけです。ところが、それが現実として達成できていなかったときに、計画ではこう頑張ると言っていたのにできていないじゃないか、じゃここは対象外だよねというふうなやりとりが、これは実はこの個別の案件ではなくて、交付金事業になってから、数字のデータとしては今持ち合わせておりませんが、国と県、市町村の関係性が変わってまいりまして、結構このようなことが実は起きております。

その中で、今回の件につきましても、先ほど西川委員の方がお名前も出されましたが、当時、近畿地方整備局から葛城市の都市整備部長として来ておりました土谷部長を中心として、多分最大限の絵を描かれたんだろうとは、私も思っております。その面では、最大限の絵を描いたことについて、できる限りの達成をしたというふうには私も思っております、事務所の場所が変わったことに対して、対象外の認定はしょうがないと思いますけども、それ以外に、いわゆる認識の違い、解釈の違いの部分がかなりございまして、その面では、西川委員がご指摘いただいた内容については、私もある意味同じ思いも持っておるわけではございますが、やはり交付決定をする方と、していただいて交付金をいただく側の関係性において、今の近畿地方整備局の体制の中で、これは葛城市が頑張って実現をすると一旦描いた絵のとおりになっていないじゃないかというスタンスの部分を崩していただけなかった部分が、かなりあるということでございまして、そのあたりのやりとりに時間を要したわけございまして、金額についても、最初は3億円ほど、もうほぼ全て返せと言われていた部分を、何とかかんとか1億円ぐらいまで持ってきたというのが、現在の状況でございまして、多分やり方としては、当時の担当者も最大限の工夫はしたんだろうと思います。それに対して、今の現在の状況として、今の地方整備局とのやりとりの中で、それが対象外になっているという判断をなされている部分がかなりあるということでございまして、私個人の感想といたしましても、残念な部分も悔しい部分もございまして、手続としては最大限のことを、現メンバーとしてやらしていただいているということをご報告をしたいと思っております。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今の地域活性化事業については、ちょっと後で議論します。その前にちょっと聞いていきます。

まず、歳出の14ページ、自治振興費の防犯カメラ工事請負費、当初予算で3年間で50台設置しますよと。当初予算は346万7,000円であったのに対し、今152万6,000円、半分減額されている理由。

それから、地方創生推進交付金事業、市内の空き家調査等委託料も、一般質問がありましたけども、377万円の減額となっている。ほとんど使っていない。その内容。

それから、15ページ、過年度支出金償還金及び利子割引料100万円の増額。当初1,200万円であったと思うんですが、法人で700万円、市・県民税で400万円、固定資産で100万円という計画であった。この100万円の増額は、どの部分で増額になっているのか。

それぞれ教えていただきたい。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。

今回、減額ということでさせていただいております。この防犯カメラの設置事業でございますが、平成28年、平成29年、平成30年で合計50台設置する予定でございます。今回、防犯カメラの減額でございますが、平成29年度は設置箇所15カ所を設置させていただきまして、契約させていただいた15カ所の分でございますが、設置に関しましてかなりいろんな公共機関等の許認可の関係等、日にちがかかりまして、結局、3月の1カ月のみの分の設置となっております。残り11カ月分を残額としまして、減額させていただくものでございます。

この分につきましてはリース契約となっております。5カ年のリース契約ということになっております。もちろん3月からの契約ということになっておりますので、その分60カ月分後回しになるということでご理解いただけたらありがたいと思います。

説明を終わります。よろしく申し上げます。

**下村委員長** 岸本理事。

**岸本企画部理事兼企画政策課長** 企画部理事の岸本でございます。よろしくお願いたします。

今、委員ご質問の市内の空き家対策等の委託料でございます。377万4,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、入札によります差金になっておりまして、5社による指名入札の結果、金額が372万6,000円となりまして、その差額の分となっております。

この調査につきましては、一般質問でも部長が答えておりますが、空き家と推測されるものが約400軒強と今のところわかってきておりまして、今後、不良判定、利活用判定等のランク分けを進め、台帳整備を進めていくという意向を持っております。

以上でございます。

**下村委員長** 仲川君。

**仲川税務課長** 税務課の仲川です。よろしく申し上げます。

ただいまの過誤納還付金の件ですが、100万円の増額を補正しています。これは、実績に合わせて積算させていただいて、当初予算1,200万円で、直近2月14日現在の執行額が1,193万258円です。執行の内訳ですが、法人市民税が43件、580万5,900円、市・県民税還付が99件で374万8,400円、配当割・株式譲渡割還付が116件で237万2,358円、固定資産税が1件で3,600円という内訳になっています。現状の残高では、確定申告時期にあわせて過年分を申告される方もたくさんおられますので不足が生じることから、追加補正をお願いしております。

以上です。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 防犯カメラということで、15カ所、予定どおり設置したけども、1カ月分のリース料



やという答弁をいただいているわけやけど、やっぱり議会として予算を議決していくわけやから、1年間の必要な予算を提案し、我々は認めていくというシステムが予算やと思う。いろんな理由はあるやろうけども、実際に1カ月しか使用しませんでしたと言われたら、私らにとったら何やということになるわけやから、今年はしゃあないとしたら、少のうても平成30年度は、12カ月使うようにせえとは言わへんけども、少のうても10カ月、9カ月は使うというふうな形で発注をしてもらわんと、そらちょっと具合悪いと思う。私が言ったら、いつも偉そうに言うとかきついか言うけど、そういうことやなしに、予算を認めていった立場上、必要やから要求を出してきている、必要やから認めていくということになってきたら、それだけの努力をしてもらわんと、やっぱり具合悪いと私は思います。

それと、空き家については入札差金ということで、えらい大きな差金が出るのかなというふうに思われるわけやけども、その辺がちょっと私もようわかりませんが、かなり大きな入札差金が出ると。その設計の段階がどうやったんかようわからんけども、そう言われりゃ、私らも返答のしようもないしあれやけども、ちょっとこれだけ入札差金が出るちゅうのはおかしいというふうに、私は思います。

過年度支出金、今、説明していただきました。よくわかりました。当初1,200万円の割り当てと聞いてったから、そらきちつとは行かれへん、ようわかるし、当初、株式のやつも聞き漏れしとったんかわからへんけども、200万円であるということで、よくわかりました。ありがとうございました。

**下村委員長** ここで暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後3時33分

再 開 午後3時45分

**下村委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに何か質疑、ご意見ございませんか。

増田委員。

**増田委員** 失礼します。先ほどの岡本副委員長の関連でお聞きをいたします。

14ページ、総務費の12目地方創生推進交付金事業の市内空き家調査委託料のマイナス377万4,000円。先ほどもご答弁いただきました。歳入を見ていると、2分の1の国庫で実施をされるということでございます。先ほどのお話をお聞きをしますと、多額の計画より非常に安くついたと。これはいい表現の方ですね、安くついた。一方では、それなりの金額で調査をいただくと、もっと濃密な、厳密な、詳細な調査ができたのかなと。しかしながら、安くついたイコールその金額に応じた調査で終わったしまったというふうな、悪い解釈をすればそうなるんですけども、調査の内容について、マイナス377万4,000円が妥当なものなのか。その辺のところをもう一度お尋ねをさせていただきます。

それから、21ページの農業振興費です。5款農林商工費、3目農政活性化推進協議会負担金マイナス50万円です。これの中身についてお尋ねをします。

それからもう一つ、22ページ、6款土木費、2目道路新設改良費、大和平野土地改良区脱退金63万円、この内容について。

この3点、お聞きをさせていただきます。

**下村委員長** 岸本理事。

**岸本企画部理事兼企画政策課長** 企画部理事岸本でございます。

空き家の調査に係ります仕様でございますが、こちらにつきましては、他市の状況も鑑みながら、他市の中身に劣ることのないような形で仕様させていただいております。最終的には、使用者の特定まで調べていただく予定でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 副市長。

**松山副市長** そもそも予算の組み方があるかと存じます。こういった余り数多くの事例がないものにつきまして、大抵見積もりをとって、見積もりの中からそれを参考に予算を組むわけですが、そういった意味で、今回、見積もりのとり方、仕様の仕方の部分で、なかなか件数がございませんので、予算で組んだときよりはかなり実際に契約をするときに安くなったといった事態であろうかと思えます。このあたりは、今後も予算を組む段階で、見積もりを出される業者も、予算用の見積もりだからちょっと高く出しておこうとか、実はございますので、そういったところも含めて、しっかりと予算編成を取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

**下村委員長** 芝課長、どうぞ。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農政活性化推進協議会の負担金50万円の減額ですけども、この負担金の中に薬用作物生産振興促進事業というのがございまして、当初、古来より作付されてきましたトウキやシャクヤクなど大和生薬ではございますけども、近年は作付されておりませんでしたけども、これを作付することによりまして、収穫や作業など手作業が中心となることから、高齢者の方の活動を創出できることなど、これらを復活させることによって、地域活性ブランドの創生を行うものでございましたが、県におきまして事業化されておりませんで、今回の負担金の減額を計上させていただいております。

以上でございます。

**下村委員長** 松本課長。

**松本建設課長** 建設課の松本でございます。よろしくお願いたします。

大和平野の土地改良区脱退金でございます。対象件数が減ったためということでございます。当初計画は1,500平方メートル、平方メートル当たり422円を計上しておりましたが、実施に当たりまして1.6平方メートルの執行となっております、63万円の減額となっております。

以上です。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** 空き家につきましてはよくわかりました。ただ、先ほど副市長お述べのとおり、やっぱりその段階での見積もりの正確性というものが問われるのかなというふうな、この差額かなというふうに思います。調査の内容については、十分必要な調査はしていただいたというふう

に解釈をさせていただいて、引き続き空き家対策には十分なお配慮を賜りますようよろしくお願いしておきます。

それから、農政活性化推進協議会の50万円。これは、私、非常に関心があって、というのは、私が前の会社におったときに、遊休農地対策に薬草をつくったらどうやというふうなお話をしたときにひんしゆくを買いまして、なかなかうまくいかなかったんですけども、最近、県の力で非常に薬草に関する、宇陀を中心に積極的にやっておられるので、葛城市においてもそういう適地適作な部分もたくさんあるので、広められるのかなというふうに思ったんですけど、今の説明では、県の影響を受けてみたいなお話があったので、県がやめたので、うちもできんようになったみたいなお話なのか、もう一度ちょっとそこのところをよろしくご説明、わかりやすく説明をお願いします。要するに、薬草の推進が、当初計画したのが減ったとか、減少したとかそういう理由というふうな解釈でいいのかどうかですね。

それから、大和平野については、松本課長の方から説明をいただきました。1,500平方メートルの減少が、63万円の内訳ということでございます。道路新設改良に伴って、道路をつけた分の水田、占有した水田が減少したため、これを充てたということですね。はい、わかりました。

先ほどの薬草のことをもう一度説明をお願いします。

**下村委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。

ただいまの薬草のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。減額させていただきましたのは、県の薬草プロジェクトの中におきまして、今までは生産において補助金として認めていただいたのが、平成29年度から、要は収穫機械のみの補助金体制に変わりましたので、それは葛城市の事業には合わないという形の中で、今までの収穫事業についてはなくなったという中で減額はしたんですけども、今、増田委員も言われましたように、葛城市は、もともとから薬草の適地適作ということで、今現在でもたくさん植えつけもされております。ただ、補助事業としてなり得ておりませんので減額はしておるだけで、現在、寺口等でもシヤクヤク等、今なお植えていただいております。

以上でございます。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。県の事業の中で、条件が厳しなったんで、減額をせざるを得んという状況かと思っております。ただ、今、部長お話しのとおり、葛城市の主要な農産物の一角として、今後とも薬草栽培、農家の皆さんに取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** 松林委員。

**松林委員** 私は23ページの7款2目の非常備消防費というところの項目で、91万3,000円マイナスということになっとる。内訳をちょっと教えていただきたいと思ひまして。消防団員退職報償金という、この部分をちょっと教えていただけますか。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

今回提案させていただいております消防団員の退職報償金の減額でございます。消防団の第4分団の分団長1名分に係る取り消し分の退職報償金でございます。平成29年3月末をもちまして消防団を退団される予定でございましたが、都合により退団されず、そのまま残られたことによる残額になるということでございます。この報償金につきましては、葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例で定められました25年以上30年未満となり、91万3,500円となります。また、歳入につきましても、消防団員等公務災害補償等共済基金等から、勤務年数に応じた支給額として、分団長の25年以上30年未満、65万9,000円を雑入で予算計上させていただいておりますが、減額させていただくものでございます。よろしくお願いします。

**下村委員長** 松林委員。

**松林委員** すみません。このところからちょっと読み取れるところ、私なりに想像した部分なんですけれども、退団されるのを延長されるということで、消防団員の後継者といえますのか、その部分のそういう人が少なくなってきておるのかということも、この数字から読めたりもするんですけども、そういうことでよろしいんでしょうか。後継者という部分でね。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 消防団員につきましては定数130名の定数がございます。そのうち女性消防団12名を入れまして、現況126名です。各分団等については、欠員等につきましては、必ず補充はしていただいているような状況でございます。私が思うのには、減になって、そのまま団を存続しているとか、そういうふうな団は1分団から6分団までないと考えております。そういうことでご理解、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**下村委員長** ほかに。

川村委員。

**川村委員** 1点目だけ、14ページの2款総務費、1項総務管理費の中の一般管理費、13節委託料、法律相談業務等委託料350万円というのがあるんですが、これの内容につきましてご説明お願いします。

**下村委員長** 岸本理事。

**岸本企画部理事兼企画政策課長** 企画部理事岸本でございます。よろしくお願いいたします。

法律相談業務の委託料でございますが、このたび上程しております議第15号から17号の訴えの提起に係る民事訴訟に関する弁護士費用と給食センターの訴訟事件に関する弁護士費用でございます。議第15号から17号の部分につきましては288万円、給食センターの部分につきましては62万円となっております。

以上でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** 弁護士さんのお名前とかは言えないですか。

**下村委員長** 岸本理事。

**岸本企画部理事兼企画政策課長** 委託先の弁護士は、川崎法律事務所となっております。顧問弁護士でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** 要するに道の駅の訴訟に関する1件と、給食の訴えられている方ですか。受けている方ですね。この2件ということで、川崎弁護士さんは顧問弁護士ということで、顧問料というのはあると思うんですけど、この件に関しては別やというふうに認識してよいのだと思うんですけども、ずっと将来的にここの相談に対する法律相談の委託料というのはこれからもふえていく方向やと。例えば受ける側、給食は訴えられている方で、これからいろいろと裁判していく中で、これについてもどこまで行くかわかりませんが、ずっと費用的には増額していくという方向で考えてよろしいでしょうか。

それと、今、柗の郷さんも、新聞紙上でまた向こうが提訴するというふうなことを書かれているのは、記事で見ましたけれども、その分も入ってくると、これからね。その相談の弁護士さんは川崎弁護士さんとずっとやるというふうに認識してよろしいでしょうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは、給食センター、契約の解除について、これは訴えを提起されております。既に訴えられております。現在の部分は、もともとこの部分としては、枠的にどういったことがあるかわかりませんので、100万円を当初予算ではお願いをしておるところでございますが、実は着手金が162万円でございます。ということで、ちょっと不足の部分をお支払いを一旦分割をお願いをしておるところでございますが、これは係争中でございます。したがって、この部分での口頭弁論が進みまして、市側が負けないように頑張るわけでございますが、逆に勝訴をいたしますと、また成功報酬とかそんなものが多分、これは年度を超えらると思っておりますが、また出てまいる可能性はございます。

それから、残りの部分につきまして、訴えの提起の関係でございます。先ほど訴えの提起そのものについての議決については、慎重にご審議をいただいたところでございますが、あくまでこちらの方で訴訟の準備等ということ、いろいろと顧問弁護士である川崎弁護士と進めておまして、その分の係る分でございますが、したがって、一般の法律のこの条文がこの解釈でいいんですよねとかといった法律相談とは別に、個別の案件についてお願いをする分として、残念ながらいろいろな案件が出てきてまいっておりますので、当初予算計上の100万円よりは多くかかっている部分として、今回350万円を追加をお願いをするものがございます。

以上でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** 弁護士費用というのはなかなか高額なものだというふうに認識しているんですけども、訴えがこれから継続的にいろいろと問題が出てくると、費用的なものはかさんでくるということで、訴えられる件数にもよるわけですけども、ちょっと何か先行き大変やなという気持

ちはあるんですけども、これとまた別に、市政検討委員会にも弁護士さんはいらっしゃるわけですから、今回はいろんな専門家の非常に高いノウハウをいただくということで、こういった面では非常に大きな費用になるんだなというふうに思っているところですが、百条調査をしていくのにも要するというので、それは高いのか安いのかというような意味合いもありますけども、こういった費用も生まれているということ、市民の皆さんにもやっぱりお伝えせなあきませんので、もうお答えはよろしいんですけども、そういった形でまだこれからもふえていくだろうというような内容だということをお認識しておきます。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかに。

吉村委員。

**吉村始委員** 農業の商工費関連について伺います。

まず、5款の1項2目農業総務費の報償費が38万4,000円の減額になっています。これについて教えていただきたいのと、同じく3目の新規就農者確保事業補助金は、対象者がいなかったということで減っているんだろうと思うんですが、その下の担い手確保・経営強化支援事業補助金が240万円ふえているということで、これの内容について伺います。

あともう一つが、10目の県営ため池等整備事業負担金というのが900万円近くふえていますので、これについてお教えいただけたらと思います。

**下村委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農業総務費の報償費の38万4,000円の減額でございますが、当初、農業委員会等が行います事務といたしまして、農地利用状況調査に要する費用に対しまして補助金が交付されておったんでございますが、平成29年度におきまして補助金の対象外となりまして、この報償費の減額を計上させていただいております。

次に、担い手確保経営強化支援事業240万円の増額でございます。これは、国の1号補正によりまして、追加要望がありまして、経営体の農業用機械の購入の助成を行いますために、今回240万円の増額を計上させていただいております。

次に、団体営土地改良事業費の負担金補助及び交付金896万円です。これも国の1号補正と、また追加割り当てがございまして、県営ため池等整備事業の負担金を計上させていただいております。これは、事業費の16%を負担するものでありまして、県の事業費としては5,600万円となっております。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 最初の報償費につきましては、対象外となってというふうに伺いましたけども、これは恐らく農業委員さんへの報償だろうと思うんですが、会が開かれなかったということによって減ったというふうな理解でよろしいんでしょうか。

それから、あと担い手確保のこれも、言ったら機械を購入をするということで、今のご説明では機械代というふうな印象を受けたんですが、そういうふうなことでよろしかったでし

ようか。

**下村委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農業委員会の委員さんに対する補助金が対象外となっていることにつきましては、業務として、農業委員さんの事務としてされておりますので、ただその事務に対しての補助金がなくなりましたので、報酬はなくしているということでございます。

それと、担い手確保経営強化支援事業でございますが、これはおっしゃるとおりでございます。機械の購入に対する補助金でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** ということは、最初の報償費につきまして、私が最初勘違いしていたのか、やっているけれども、事務費に関して減額になったというふうに理解させてもらったらいのかなというふうなことを伺ったのと、担い手確保の補助金についてはわかりましたので、また私もちょっと勉強してまいろうと思います。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 22ページと7ページ、繰越し関係でございます。全体的に道路新設改良4,461万7,000円、道路橋りょう費160万円となつとるわけやけども、実際に3月いっぱい契約繰越しをできるのか。できないであつたら、財政として今繰越しするのではなしに、単独やから減額をして、新年度予算です。こういう姿勢やないと、何ぼたつても財源がたまっていかん。そういうことを思いますんで、今度、繰越し明許、6月に出てくると思うけども、そのときには必ず減額するよにということをお願いしておきます。

それと、尺土駅前、国鉄・坊城、地域活性化は後でいきます。吸収源の関係で、吸収源は前年度ないですけども、前年度の繰越額、また今年、平成29年度は繰越ししているということですけども、まず1点お聞きしたいのは、平成28年度繰越金で国に返還している分があるのかどうか。それと、今年、平成29年度送っていく、毎年言うわけやけど、契約繰越しになってあんのか、未契約繰越しになってあんのか、その辺を教えてくださいというように思います。

ちょっと早口で言ったと思うけども、要は7ページの繰越しについて、これは、平成29年度予算を平成30年に送るという行為、もう一つは尺土駅前あるいは国鉄・坊城、吸収源は都市計画課やと思うけども、今年の繰越しした分と平成28年から繰越しした中で、平成28年度の繰越しの分が全部執行できたんのか。あるいは国に返還をせなあかん分があるのかということをお願いしたいということ。

吸収源は平成28年はないんで、今年、契約繰越しになったのか教えてください。こういうことやねんけどね。

**下村委員長** 松本課長。

**松本建設課長** 建設課の松本でございます。済みません。

新設改良事業、尺土事業、国鉄・坊城事業につきまして、平成28年から平成29年に繰越ししている事業につきましては、全て執行しております。

**下村委員長** 暫時休憩します。

休 憩 午後4時16分

再 開 午後4時18分

**下村委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

増井部長。

**増井都市整備部長** 申しわけございません。都市整備部長の増井でございます。

ただいま岡本副委員長の繰越しの分ですが、平成29年から平成30年の繰越しじゃなしに、平成28年から平成29年への繰越しの執行状況でございますが、こちらにつきましては全て執行をさせていただいております。平成29年から平成30年への繰越しにつきましては、今、出させていただいておりますとおり、これから契約をまだせなければならぬもの、また契約ができてないものも繰越しとして、補助事業につきましては入れさせていただいております。尺土駅前事業等につきましては、用地費、補償費等の繰越しをさせていただいておりますが、現在交渉中でございます。ですから、とりあえず繰越しをさせていただいて、来年度で執行するというふうな形で、交付金の方の繰越しも申請をさせていただいたということをご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村課長。

**吉村都市計画課長** 都市計画課の吉村でございます。よろしくお願いたします。

吸収源対策公園緑地事業の平成28年度から平成29年度への繰越し事業というのが、西室公園の整備工事と、それから施設整備がございました。予算としては3,385万3,000円の繰越しに対しまして、執行が3,371万9,760円というところで、不用額13万3,000円出るんですけども、補助対象としての事業は全て完了しております。なので、国庫の返還等はありません。

それから、平成29年度から平成30年度への繰越しの分でございますが、ご存じのとおり、しあわせの森公園の展望広場にかかる里道の部分を、工事の際にある意味地権者の方にお断りなく使用していたということもございまして、そこを要は里道の境界確認の業務をやるということで予算計上しておったわけでございますが、何分国調区域とそうでない国調対象外区域の場所でございますので、地図の合成に結構時間がかかりまして、それとあと地権者の方が新潟の方ということもありまして、その辺でちょっと手間どっておるところでございます。なお、新潟の方から県道との境界確定の申請に関する委任状、それから印鑑証明はもう既にいただいておりますので、県の方に境界確定の申請を出して、あとは現地で皆さん立ち会いの上、境界を確認していただくということになってございます。596万円のうち、もう既に契約をさせていただいている金額が366万3,000円ということで、あと229万何がしが未契約という状況ではございますが、将来的に里道からはみ出した部分を用地提供いただけるという内諾を得ていますので、その辺の分筆等の費用がまた発生するかなというところで、その分筆等もあわせて繰越しをさせていただいております。



以上です。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、建設課の部長の答弁では、平成28年から平成29年に送った分は全部執行ということで説明いただきました。決算を見てみやんとわからへんと思うけども、決算では必ず繰越しのないようにだけお願いしたいと思います。

それと、今言ってる平成29年から平成30年に送る、毎年言ってるわけやけど、未契約繰越し、今、もう当たり前になったわけやけど、やっぱりこれは具合悪い。契約をして繰越しをする、この基本を忘れないでほしい。私は議員にならしてもうて、毎年同じ話ばかりしています。いつまでたったかて、1つも解消されていない。中には、1年休憩したらどうですかということで、たまたま尺土駅前はとまりました。なぜとまったんか。県の方が、国の方がとめられた。これ、議会の方に報告がないやろうと思うけども、やっぱりそういう措置も受けている。ですから、繰越しというのは、何遍も私がやかまし言うように、またぞろ国の補助金がとまることにならないようにせなならんということやから、やかましく言ってます。

それと、課長の方から道路新設改良4,400万円契約している。恐らく契約していないと思う。総務財政課長にもお聞きするわけやけど、財政の担当として、こういう単独の補助対象になっていない予算を、本当に繰越しを認めてよいもんか。やはり不用額がどのくらい出てくるかということは、もう今予想がついているはずです。決算見込みで、今の査定を出してきているはずやから、こういうものをきちっと補正で減額するなら減額するという姿勢をとってもらいたい。そうしないと、財調を取り崩したって、半分も戻っていない。こんな状態で、財政みたいな運営できるはずがない。財調の取り崩しばかり、積み立てがほとんどない。これでは、本当に葛城市、先を案じるような予算やから、わずか4,000万円であっても、不用は不用として明確にしていく。こういう姿勢になってもらいたいということで、よろしくをお願いします。

**下村委員長** 安川部長。

**安川総務部長** 安川でございます。

ただいま岡本副委員長のご質問でございますが、単独事業以外の補助事業でしたら、補助金がついているとか、あるいは契約については契約済みの分で工事の延長という形では、当然繰越しというのは認められる分でございます。単独に当たっては、査定時におきまして状況を聞いた中で、もう間近にそういった動きがあるということであれば、当然繰越しの方に上げてくるわけでございます。当然状況的に、もう今年度見込みのないという話であれば、おっしゃるように今年度を一旦落として、新年度で再度計上するということもあり得る話でございますので、今後また査定の中でその辺は精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 部長のおっしゃることは当然やと思うけども、私も立場が変わったら、お金は要ります。誰も要るはずなんです。ですから、総務財政課長、嫌われる課長にならんと、好かれる課長では総務財政課長はやっていかれへん。副市長もみな一緒や。好かれたらあかん。職

員に嫌われなあかんで、私みたいに。ほんたら、もっとどんどんどんどんお金も吸い上げていく。やっぱりこの姿勢が、私は大事やと思うから、嫌われることを言ってるわけやから。今だって、さっき言ったように繰越明許を6月に報告するわけやから、6月の報告のときには、道路新設はゼロですよという形にしてもらいたいということで、今言ってるわけやから、ひとつよろしくをお願いします。

最後に、地域活性化、いろいろと、今、質問が出ていました。1億6,475万円をなぜ返さなあかんのかということ、増井部長の方では、職員もうっかりしとった面があるという話がありました。私は全然違う立場で、この返済金が何で起きたんかということ、を申し上げたいと思います。

まず1つは、補助事業とはマニュアルがみなあるはずや。マニュアルを全然見てなかったのと違うんかということ、をまず1点。それと、悪い言葉で言ったら、知っていながら、知りつつ補償費も上げていった。それと一番大きな国交省、4年間2人来てもうてる。この中で、その都度、例えば今、問題になっている社会福祉法人、平成26年度の決算で補償費が出てきた。当初の公社の予算にはなかった。公社は、購入するときは、一々議会にかける必要はない。これは、もう僕も理解はできます。しかし、このときに、土谷部長に指摘をしていますよ。公社で買うたら、補助金がのりますんかと。そのときの答弁はどうやったんよ。のりますよという答えやった。尺土駅前も例に挙げて、尺土駅前、道路局、のりませんよ。なぜここだけのるんやと私が言ったら、前からのりまんがなという答えやった。

その次に都市再生。初めから基幹型、提案型、これも指摘している。基幹型の面積が足らん。提案型は多いと。私は県にも行っていますよ。県の担当はどう言ったんですか。おたくの話は聞きません。市の出てくるものを信用します。そら当然やろ。私は県にも責任あると思えますよ。うちだけが、不正で補助金を返す。おかしい。県のマネジメント推進課か、名前までちょっと言ったらあかんさかいあれやけど、そこも行っ、松山副市長の話、努力してなりましたと言うけども、そら理事者側のいい答弁やと思う。もともと補助対象にならんやつをのせてきている。都市再生も一緒や。あかんやつを、それにしている。これが大きな問題やと私は思いますよ。

それと、こんな言ったら悪いけども、葛城市の職員が告発された。内容は別として、建設省から2人とも来た。矢間部長はどう言った。この地域振興を立てるときに、公園事業、先ほど条例改正があった2%建ぺい率、立たへんやないかと、大きな面積。しまいはどう言った。いえいえ、吸収源の公園も入れたら約8万平方メートルになりますよ。それからいったら、十分2%いけます。次の6月の委員会で、いやあれ間違うてましてん。もう帰ってはりまんがな。それで、土谷部長や。同じように、これはいけますと言っはるわけや。西川委員の話があったように、国交省のプロやで。専門家が来て、高い給料を払うて、何のために来てもうたんや。それで、担当の人が、任期が来たから帰ります。不正と言ったら、言葉を使うたら悪いかしらんけども、返還金は市でやってくださいと。こんな不合理な話はないですよ。

今、言ってるように、税金から返していくとなってきたら、市民にどう申し開きするねん。

私は、本当に市民に申しわけないと思いますよ。今、いてはる人らは、みなそのときはいはらへん人らばかりで、そら、私みたいにこんなことを言ったら嫌われるかわかんし、気の毒なことはようわかります。しかし、これは本当のことを、やっぱり言わないかんと思う。後で、調査のところで、道の駅に触れていきたいけども、やっぱり事業費も上がっているし、増井部長の方から、吉村委員の質問で、事業費がどうやとか言われた、これから議論をしていかなあかんわけやけども、これから何ぼでも出てくる。

せやから、私が言うのは、もっと勉強もせなあかん、マニュアルがある。例えば平成13年3月30日に、国土交通省事務次官から通達が出た。平成19年3月31日にも出た、これは道路局の総務課長からです。開発公社が先行取得する場合はよろしいですよ。しかし、買い戻すときに、物が無いもんには補助金がつきませんと、はっきり書いてあるわけや。それを、こんなん言ったら悪いけども、知りませんでしたと。実際はそうであっても、職員として知りませんでしたで通る分と通らん分がある。しっかりもっと勉強してもらわないと、私も補助事業をやってきました。必ずマニュアルがあるわけやから、変わったらマニュアルを引く。あるいは県にも問い合わせ。これをきちっとやっていたら、こんな大きな金額を返す必要がなかったわけや。だから、都市再生は県にも責任あると思いますし、私に行けというなら、県にも談判しに行きますよ。申し入れしているにもかかわらず、これでオーケーですねと出したんは県やがな。それを、全て葛城市で、みな金返しなさいと。こんな虫のいい話はないと、私は思いますんで、副市長も努力したと言ったはったけど、思いますけども、もう一度、岡本がこねん言うとなねんと言ってもうても結構ですんでね。名前を言えちゅうんだったら、私、何ぼでも名前を言いますよ、談判しに行っとなねんから。それを、県があえてオーケー出してんやねん。

せやから、今、こんなん議論してもしゃあない。やっぱし不正は不正で、返すべきは返さなあかんから、予算は反対もできません。ですけども、実際はこういうことやということを、みんなに知っとしてもらわんと、ただ返しなさい、あ、そうですか。こんな情けないことはないということで、今は努力していただいたかしらんけども、こういう実態で事業は進んできたということも理解をしていただきたい。なかなか答弁でけへんと思うから、もう答弁は結構やけども、もし感想を言えるんなら言ってもらいたいと思います。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部の増井でございます。

今、岡本副委員長からいろいろとご指摘をいただきまして、その当時がどうであったのか、私の方でもわからない部分も多々あるわけでございます。今後、いかなる形に出てくるかというところもでございます。現在、いろんなところで、いろんな手続がされております。マスコミにおいても、非常に騒がせておりますこと、大変深くおわびを申し上げたいと思います。

今現在におきましても、これからにつきましても、補助事業におけるそれぞれの制度、大変年度年度で変わってきておるのが現状でございます。それらの制度について、課内でしっかりと勉強をし、それらの情報をみなが共有できるシステムをつくってまいりたいというふうに思っておるところでございます。また、関係機関ともしっかりと協議をさせていただい

て、勉強をしながら再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、部長の方から強い決断というか、そういう答弁をいただきました。建設課だけやなしに、ほかの事業についても、補助事業は大事な事業ですんで、きちっと勉強することは勉強するという形で、一生懸命市民のために頑張ってもらいたいというふうに思います。どうぞよろしく願いしときます。

**下村委員長** ほかに質疑等ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 岡本副委員長、一緒に行って、県の責任やから、県は何ぼか知らんけども、返してもらえるんだったら、一緒について行ってもろて、返してもらいなはれ。せやけども、言ってるように国交省から来て、その当時、岡本副委員長は議員やって、また経験者やからいろいろ言われたんか知らんけれども、はっきりとその当時はこれで行けますということを確認しているわけやから、それを今、どういう形でこういうふうな形、岡本副委員長がそんなん知ったはって、こんなことになってきたんか。それで、県に責任あるさかい、県にも返してもらえるというのやったら、そうしてほしいけれども、本当にそんなこと、部長、できまんのか。

私はさっき言いましたやんか。補助金なんていうのは、これこれこれこれと、そしてよっしゃこれは交渉に行って、ここまで行けるといふこと。せやから、国交省から来て、このことをやってん。それを、今、僕ははっきりとこのことについては、やぶをつついて蛇を出してきたんかと言ってますやん。せやから、はっきりと、今、岡本副委員長が行ってもいいと言ってはんねんさかい、そんなことができまつか。県が、はい、わかりましたと言ってくれまんのか。

**下村委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいまの西川委員のお言葉の中にも、あるいは先ほどの岡本副委員長のお言葉の中にも、それぞれ真実があると思っておりますが、この件につきましては、私も正確な回数を覚えておりませんが、多分3回か4回、県庁の地域デザイン推進課でありますとか、場合によつたら、担当のまちづくり推進局長とも話もいたしておりますし、実は市長にも1回面談をしていただいているところでございまして、企画段階で精いっぱい背伸びをして、何とか取れるようにという計画は多分したんではありましようが、現時点でもう一度再判定をしていただくと、こういったことで、これでもぎりぎりこういったことで押しとどめてもらったといったところなのかなというふうに思っております。

多分、組織それぞれでいろんな評価、いろんな言い分があると思っておりますので、県庁内では県庁内でまたいろんな見方、いろんな意見もあろうかとは思いますが、多分、今、ご提案をしておりますのが、もうぎりぎりの線かなと思っておりますので、そのあたりをご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

なお、引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

お手元の方に図面の方を配付させていただいておりますが、そちらの方をごらんいただきたいと思っております。3枚で1つのホッチキスどめをさせていただいておりますが、一番上が道の駅の図面となっております。

ただいま調査案件となっております、今までいろいろとご審議を賜っております道の駅の事業につきましては、昨年度の繰越し分といたしまして、現在、地域振興棟から西側の部分につきまして工事を進めてきたところでございます。工事につきましては、当初契約におきましては、2月末の完成を工期といたしておりましたが、今年の冬、非常に気候が悪く、積雪などの悪天候が続いたため、緑化吹付が行えないというところで、品質を保つため、工期を延長させていただきまして、3月中旬の完成を目指して行っておるところでございます。現在、お手元に配付しております図面で申しますと、黄緑色のところが緑化吹付となっております。先般、大雨で若干その部分についても支障が出ました。ですから、その部分も含めて、これから整地をして、緑化吹付を行っていきいたいというふうになっております。前回の去年の3月ぐらいにこの図面をお出しいただいているそうでございますが、そこから道の駅かつらぎ様とのいろいろとお話をさせていただいた中において、形が若干変わった部分もございまして、これが、この棟の工事部分となるわけでございます。今年度1億2,180万2,400円で落札をしていただいて、間もなく完成というところでございます。行っていただければ、もうほとんど完成をいたしておりますので、またクローバーの吹付後、しばらく立ち入り禁

止という形にさせていただいておりますが、よろしく願いをいたしたいと思います。完成後の維持管理につきましては、管理協定に基づきまして、指定管理者であります株式会社道の駅葛城の方に行っていただくというところとなっております次第でございます。

補助金の返還につきましては、先ほどから議論をいただいて、ご説明をさせていただいたところでございます。何とぞご理解のほどよろしく願いをいたしたいと思います。

説明の方は、以上で終わらせていただきます。

**下村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

増田委員。

**増田委員** 図面を見させていただいたら、黄緑色が多分斜面になっている部分かなというふうに理解をしていいんですかね。当初の計画の中では、池原部長も、当時の説明では、ツツジとかというふうな案も聞かせていただいていた。この図面の計画の中では、吹付緑化という表現をされております。その当時の計画から、全面クローバーに変わったのかどうか、その確認をさせていただきたい。

それから、この緑以外の法面のところを見て、防草シートという箇所がございます。これは多分、ここを土むき出したら、法面の角度等によって土砂が下の駐車場のところに流れ込むので、これはもう目隠ししといた方がいいやろという思いの防草シート施工かなというふうに感じておりますけれども、その辺のところの見解もお聞きしたい。

それから、これはちょっと植栽のことで感じていることなんですけども、当初はもうちょっと植栽があるのかなということで、いろんなプランも考えられていたんですけども、実は葛城市に非常に全国に誇れる球根切り花がございます。キブサスイセンとって、ニホンスイセンの黄色版というふうに理解してもうたらいいんですけれども、それが全国シェアといえますか、非常にこの辺でしかつくっていない。その球根は、実は自分とこで、要するに葛城市内で球根を養成というて育てて、小さい球根をどんどん大きなして、切り花に向くやつだけを選別して、出荷されているということらしいです。この球根を、切り花の方に聞きますと、ある一定の期間というか、ある一定の基準以下の球根については、廃棄処分すると。田んぼへ、もう捨てるということ、余り細かいのはさわからない。

ところが、これを畑の畦にばらまいといたら、3年ほどしたら、それなりに球根が太ってきて、たとえていうとヒガンバナが畦に生えているような感じになるということらしいです。私は、この球根がもったいないなということでお話しすると、いや捨てるんでというふうなことをちょっとお伺いしたんで、もしそういう地元の特産品の球根を、自生さすようなスペースがこの法面等に植栽として可能であれば、そういうふうなこともご検討いただけたらなというご提案でございますので、よろしくお願ひします。

**下村委員長** 松本課長。

**松本建設課長** 建設課の松本です。よろしくお願ひします。

法面のクローバーの件でございますが、もともとこの辺にも植栽等樹木も予定をしておったんですが、トータル的な事業の見直し等もございまして、吹付緑化となっております。

それと、防草シートの件につきましては、この部分は地下水の関係とかで、もともとだら

だらだらだらしとった部分なんです、その部分を総合評価の提案内容とあわせまして、防草シートにさせていただきます。

スイセンにつきましては、今後ちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** そういうあそこへ行ったらあの花が咲いてるというイメージアップにもつながるのかなと思いますんで、クローバーよりもプラスアルファがあるのかなということで、ご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** まず初めに、調査事件ということで、会計管理者に来ていただいておりますのでお尋ねしますけども、先ほどから問題になっている道の駅の建物補償1億4,168万円プラス追加2,500万円、1億6,668万円の変更契約をしてある。ところが、支払いについては、2,500万円しか支払いしていない。会計課にどれだけの資料が伝票といっしょに来るのか。契約書の写しが来る。もちろん起案も来る。出納伺いに支出伝票があつて、支払いする。この変更契約、平成28年4月5日に変更契約をして、5月31日に支払いをしている。建物取り壊し検査、平成28年3月31日をもって、誰とは言いませんけども、検査はおりにしている。ところがずっと調べていったら、建物は残とった。こういうことがあるわけやんな。

それと、会計管理者に聞きたいのは、1億6,668万円の契約書に対して、2,500万円を払う根拠はどこにあんねんということを聞きたい。まず1点目。

**下村委員長** 下村会計管理者。

**下村会計管理者** 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本副委員長の方からご質問のあった件でございます。まず、補償費の支払いにつきましては、補償契約の起案の写し、契約書の写し、検査調書の写し、請求書を添付してもらって、支払いを行っております。今回の2,500万円の柵の郷への補償費の支払いの件でございますが、まず変更契約の起案の写し、変更契約書の写し、検査調書の写し、請求書が添付されておりました。補償物件につきましては、検査調書による撤去されていることが確認できており、また変更となった理由を記載した変更契約の起案の写し、また変更契約書も添付されていることから、この支出を行ったものでございます。

しかし、現実的には、今回のことが発生したわけでございますので、決算特別委員会の方でも、岡本副委員長からも申されております伝票の調書番号の確認でさか上りが見られたということもおっしゃっておりました。また、支払いにつきましては、検査報告書をお持ちしてこの事業が完了しているかどうかを確認しているものでございますが、検査の方法につきましては、随意契約等でしたら、担当課の主管課長の検査員を指名したりするわけなんですけども、その辺も踏まえまして、検査方法の方法につきましても、契約担当課と協議をいたしまして、このようなことがないような形で協議をしまいたいと考えております。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、詳細に説明してくれたけど、2,500万円の支払う根拠は何やと聞いとるわけや。

さっきも言ったように、契約書もついてある。もちろんつけてこなあかんわけや。今の契約というのは変更契約で、1億6,668万円の契約しかないわけやろ。2,500万円の契約はないわけやん。それに、1億6,668万円の契約書に対して、何で2,500万円の金が支払えるのかと聞いとるわけや。それをはっきり教えてもらわんと、前の決算特別委員会のときの答弁では、会計規則どおりやっていますという下村会計管理者の答弁だったことは覚えている。それ以上私は聞かんかった。しかし、これだけやかましなってきた、朝からでも百条をつくったらいとか、特別委員会をつくったらいとかというような議論まで出ていた中やん。ということは、もしそれがつくられるとしたら、今、私がこれから聞いていくことについて、きちっと調べていかなあかんわけやん。だから、まず真っ先に、2,500万円を何で支払うたんかということをはっきり明確に説明してもらわんと、具合悪い。なぜ2,500万円の契約書もないのに、1億6,668万円の契約書に対して、2,500万円支出してある。どういう形で支出できたんか、会計管理者としてですよ。会計管理者というのは市長部局と違うわけやから、特別の権限を持ってはるわけやから、やっぱしその権限として支払いしてはる。せやから、それをきちつ説明していただきたいということで、お願いをしていますんで、もう一遍きちつと説明してください。

**下村委員長** 下村会計管理者。

**下村会計管理者** いろんな支払いにつきましては、その都度支出伝票が回ってくるわけなんですけども、2,500万円の件につきましては、契約変更の写しということで、その起案がついておりました、当初契約金額につきましては1億4,168万円と、追加の契約金につきましては2,500万円と、計変更契約金額につきましては1億6,668万円ということで、2,500万円に対する契約書がついておりましたので、それに基づきまして支払いを行ったということでございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 2,500万円の契約についてあんねやったら、それを見せてくれたらいいけど、情報公開のときにはないのと、1億6,668万円、変更契約してあるということは、変更契約が最終契約やん。2,500万円の契約と違うがな。最終契約の金額に対して、なぜ2,500万円を払たんかと聞いとるわけや。当初から1億4,168万円の契約と別に2,500万円、変更やなしに、新たな契約をしたんねやったら、2,500万円支払いしたらいいやん。わざわざ変更して、増額をしたるわけや。増額をしたるということは、その契約書が最終有効やんか。その1億6,668万円の契約書の写しをもって、2,500万円払たる根拠は何やと聞いてんねから、今言ってもうたような答弁では、そうですかと納得でははんわ。会計規則、契約規則、みんな決まった、法律に匹敵するもんがあるわけやん。その規則をきちつと守って仕事をするちゅうのは職員や。それを、最終変更契約した契約でもって、2,500万円だけ支払われたる。私はわからへんから、何で2,500万円支払いできんのかと聞いているわけや。私の質問の仕方が悪いんやったら、こういう質問をしてくれというて言ってくればあったら、そんで質問をしますがな。せやから、わざわざ、きょう、来てもうてるわけやん。まだもう一つ聞かなあかんわけやか



ら、これ、はっきりするのに何ぼでも時間かかるやん。なぜ2,500万円払たんかということ  
を聞いているわけやん。今の説明では、納得いくとかいかんとかやなしに、法的な根拠が何  
もない。私は法違反やと思てるわけや。それで、もう一遍お願いします。

**下村委員長** この件に関して、もう一回だけ、下村会計管理者。

**下村会計管理者** 変更契約書の方につきましては、1億4,168万円を1億6,668万円に変更するとなっ  
ておりますが、そこに添付しております契約書変更の起案がございます。その中に、追加変  
更契約金額として2,500万円というのが明記されておりますので、それを根拠といたしまし  
て、2,500万円を支出したものでございます。

**岡本副委員長** もう一遍だけ言わせてもらいたい。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 会計管理者にしつこう聞いたら悪いけど、1億6,668万円としつこう言うとするけども、  
例えば1億4,168万円の支出負担行為はとったんのかい。支出伝票をとってんのかい。そこ  
らをはっきりしてくれと、おれ、言ってる。こんなん、何遍議論したかていっしょや。何で  
出てけえへんのかということを知っているわけやん。きちっとした答弁をくれなあかんがな。  
そんな答弁ばかりしたら、言わなしゃあない。1億4,168万円の伺いがあるんか。伝票も  
あるんかいな。なおかつそれで2,500万円ちゅうのやったらわかるがな。1億4,168万円の契  
約伺いがあるって、変更になってきたら、今度1億6,668万円の伺いを切ってするというのが  
基本やねん。その基本的なことをせんと、2,500万円を支払いしてあるということは、違法  
と違うんかいな。せやから、声を大にして聞かなしゃあないわけやねん。違法支出と違うん  
かということを知っているわけやん。

**下村委員長** これに対して、岡本副委員長の今の質問といいますか、それに対してはっきりと答えら  
れますか。でなければ、ちょっと暫時休憩したいと思うんですけれども。

暫時休憩します。

休 憩 午後4時57分

再 開 午後5時01分

**下村委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、言いましたけども、なかなか即答は難しいと思うし、委員長の方から指示が出ま  
したんで、この後、協議会で百条委員会をつくっていただくということになるのかどうかわ  
からんけども、特別委員会か百条かどっちかつくってもらえるような感触を受けました。で  
すから、そこにつくってもらった席で、これからそういうようなことを議論していきたい。  
ただ、もう一つだけ言うときますけども、下村会計管理者、結局、平成28年3月31日に書い  
た支出伺いは訂正して、平成27年7月29日に変更になった。それから金額、平成28年3月  
31日に1億5,016万5,800円、それがまた書きかえて、1億2,507万5,317円に書きかえて、ま  
たもとへ戻して1億5,016万5,800円。この支出伺い、支出伝票、訂正で金が支払えるのかど  
うか。それも先に言うときから、次の委員会までに調べといてほしい。

**下村委員長** ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようでしたら、本件についてはこの程度にとどめたいと思います。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

それでは、尺土駅前周辺整備事業につきましてご説明をさせていただきます。地図の図面の方につきましては、2枚目の方になっております。

前回にもお話をさせていただきましたとおり、今年度、駅舎より東側部分、東の川までの道路の拡幅工事を行わせていただいております。これにつきましては、先般の一般質問でもご答弁をさせていただいたところでございますが、発注後に2次製品等特殊な部材が非常に多かったため、受注生産での製造というところで、メーカーからの納期がおくれておりました。それによりまして、当初予定しておりました工事内容の全てが完了しきれないということで判断をさせていただいて、3月27日までの工期の間で、出来高で生産をさせていただいて、変更の契約を結びたいというふうに思っております。

現在、図面の方に示しております緑のところは、平成27年度に工事を完成しておる部分でございます。現在、平成29年度工事としては、赤い部分のところを工事をさせていただいております。そして、残り白い部分、駅から反対、道路南側部分の歩道及び片側の車線につきましては、平成30年度予算において工事を行っていきたいと思っております。それにつきましては、新年度に入りまして、入札等の手続を踏みまして、今後、工事をし、夏ぐらいまでに完成をいたしたいと思っております。なお、今現在も用地交渉を重ねてきておるところでございますが、地権者様との交渉をできるだけ早く進められるように、また1つでも早く契約ができるように、努力はさせていただいております。何分相手様との条件面で折り合わない部分もございます。きのうの答弁でも申し上げましたが、適正な価格での契約ということで、買収を進めていきたいと思っております。

以上報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**下村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

吉村委員。

**吉村始委員** 今の部長のお話を伺いまして、図面を見ながら2つだけ確認でございます。

まず1つは、北側がまず今年度中に完成をするということで、道が塞ぐ前は、一応車が西からも東からも行き違いを見ながら入れるという形になっていました。平成27年度完成したときには、西から東から両方とも車が通行できるように想定をされているのかどうかということと、あとそれから、北側の歩道、東の川の歩道の、踏切の手前に電柱があって、以前伺ったら、その電柱も撤去するというふうに説明を伺っていたかのように思うんですけども、この電柱撤去ということで間違いはないかどうか、これだけちょっと確認をお願いします。

**下村委員長** 松本課長。

**松本建設課長** 建設課の松本でございます。

工事完了後は、当然対向できる車幅となっておりますので、そういう整備計画になっております。

それと、電柱につきましては、平成30年度で撤去する予定をしております。

以上です。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 電柱の撤去はよくわかりました。

結局、平成29年度の3月末に、あと20日後に工事が一旦北側で完了した時点で、両方とも車は、西からも東からも入れるということで、当然、全部が完了したら入れるんだろうと思うんですが、それはいかがが想定されていますでしょうか。平成29年度末の時点で、あと20日後に西からも東からも入れるかどうか。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの吉村委員のご質問でございます。3月27日で一応工期ということで、現在、色付の赤い部分が完了いたす予定となっておりますが、この工事完了後、西からも東からも車の通行等を行いながら、今、白の部分、残っておる歩道及び1車線分を工事してまいりたいと思っておりますので、車の通行は可能な状態の中で、この後の残りの工事を進めていくという予定をさせていただいております。よろしく願いをいたします。

**下村委員長** ほかにございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** ちょっとお伺いしたいんですが、もとの南平さんと松岡さんのとこやけども、近鉄との間、今、空白があいとるわけやけど、この空白部分は近鉄用地になるのかいな。市が購入した土地になるのか、それを教えてもらいたい。

それともう1点、これは委員長に言わなあかんと思うけども、尺土駅前事業、当初から今まで、平成28年末で結構ですんで、平成28年までの委託料、土地建物の補償、工事の関係で特に土地建物補償で、補助対象金額が幾ら、それから単費分幾らという形で出してもらいたい。どうも、尺土駅前、国鉄・坊城、道の駅、補助対象になる金額、ならない金額、かなり大きな開きがあると思うんで、尺土駅前も一遍出してもらいたい。純粹に補助対象金額があって、補助金は何ぼやねん。せやけど、事業費としては、全体の例えば10億円なら10億円の事業があるけども、補助対象は7億円しかありません。あと3億円は正味単独ですと。なら、そんだけ全体事業費が要って、55%の補助金が入ってくるのか。いや、それは実際入ってきませんねん、30%しか入ってきませんねんということ調べてみたいと思うんで、3月の決算が終わってからも結構ですんで、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

今、岡本副委員長のご質問でございます。もともと医院があった建物の跡地ですね。今現在、図面で申しますと、赤からグリーンにかけての北側部分の残地につきましては、市の用

地となっております。この部分についての利用等については、今後いろいろと検討はしていきたいと思っておりますのでございます。

それから、先ほど委員からご指摘をいただいております尺土駅前事業の事業費でございますが、今、私が手元で持っておる範囲で申し上げますと、平成28年度の時点で総合計が9億2,700万円ほどの事業費を支出させていただいております。うち9億1,100万円が補助対象事業費として執行しておるといっております。細かい内訳につきましては、ちょっと今の時点ではございませんので、今、私が手元に持っておる時点の平成28年度末までの数値でご報告をさせていただきます。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、部長の方から説明ありました。近鉄の間に空白の土地があるということで、この分については、今後計画的にやってもらえるということでわかりました。

それと、事業費について、ざっと9億2,700万円、補助対象9億1,100万円とおっしゃっていただいた。差額が1,600万円ほどしかないわけやけども、恐らくもっとあると思うんで、今すぐに欲しいとは言いません。ですから、平成28年の決算、もう3月30日が済んだら大体わかると思う。支払いは5月31日やけども、伝票は3月30日で全部切ってしまうといかれへんねから、そこでできると思うんで、先ほど言ったように、補助対象になる補償費、そこからプラスしたる分を別に分けていただきたいということだけお願いしときます。

**下村委員長** よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

川村委員。

**川村委員** いろんな完成に伴いまして、教育委員会もちょっと関係してくるんですけども、通学路というか、今通学をどのようにこの道で、朝、子どもたちが通学しているかという実態はご存じですか。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** ただいまの川村委員のご質問でございます。朝の通学、小学生の通学が特にメインだと思うんですけども、今現在工事中でございます。車の通行はとめておりますが、歩行者、自転車等は、工事区間と分離して通れるような確保をいたしております。今現在、尺土大字の地区の方で、大人の方が、この区間は危険だろうということで、朝の通学については一緒に歩いていただいているということ、地区の方から聞いております。

以上でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** 以前もこの延長工事の最中にそのことを確認させていただいたんですけども、危ない箇所は、南側の出入り口のところが狭くなっているところの車の往来なんです。もちろん朝の通学というか、通勤の人で車である人が、西側から結構なスピードで走ってこられて、そこでびゅっととまられて、雨の日ももちろん晴れの日も関係なく、一番狭いところに車が、要するに出入り口の前なので、とまられるんです。そこでとまらず、とまってくれるから逆に安

全なのかどうかというのはわからないんですけども、子どもたちが狭い車と南側の家との間のちょうどラインが引いてあるところに、もちろん尺土の見守りの方たちがついて、ずっとずっと送っていただいているんですけども、本当に非常に危ないんです。

私はそれをいつも見ていて、いつも通学の際に気をつけてねと言って注意をしながら、気持ちをしっかりと通行に集中してねというふうに言うんですけども、この工事期間中に同じところを歩いていくということを、うまくできているところを歩いて、要するに出入り口のところから通勤の方がもう東からきっちり歩行で通られる道があるんですけど、わざと逆に南側の道を通っているという現状については、教育委員会とうまく連携していただいて、工事完成のいろんな順次そういう危険箇所についての回避を、ぜひ見てやって、指導してやっていただきたいし、教育委員会と連携をとって、通学路やからここしかだめだというようなことではなくて、私は本当にいつもここははらはらすんです。朝は物すごく通勤時間の車の往来がきついつきに、ちょうど子どもたちが通るんですね。そのあたりをちょっと気をつけていただくような、回避して、せつかく道ができてきているのに、わざわざ南側の方をずっと歩いて、危ない道を通らんとあかんのかなと思いつながら、通勤で尺土駅を利用される方の方がよっぽど安全なところを通られて、子どもたちの方が危険なところを通っているというような現状なんです。ちょっとそのあたりは、決まったところの通学路という教育委員会の指導があつて、なかなかその部分については、いつもよりイレギュラーな状況なので、ちょっと連携をとっていただいて、見てやっていただきたいなとずっと思っていますので、ぜひそのあたりのご指導と、一応連携をとっていただきたいというふうに希望させていただきます。

**下村委員長** よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、理事者より報告願います。

増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

それでは、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてご報告を申し上げます。国鉄・坊城線事業につきましては、お手元に配付の一番下3枚目の図面とさせていただきます。本事業につきましては、JRの架道橋の仮設工事が進められておるところでございますが、当初、今年秋に予定をいたしておりましたJRの桁の仮設工事が、電気系統の不具合等によりまして、2月末に、つい先日、行われたところでございます。これに伴いまして、その架道橋の下にありますガス管、分水管、下水道管の移設工事ができなくなり、それが今おくれおるといふ状況で、繰越しの要因になったものでもございます。一部予算を繰越しさせていただきながら、進捗を図ってまいりたいというのが、今現在のところでございます。この後、西側部分、JRの架道橋から西側、国道から東向いて架道橋までの間の工事をするべく、

予定をいたしておったわけですが、こちらにつきましても、国道24号、奈良国道事務所との協議が、非常に協議に時間を重ねておりました。そしてまた、境界等の引きかえ確定等も行わなければならない等の諸事情によりまして、工事自身も着工に至っていないのが現状でございます。なお、用地買収につきましても、その部分につきましても、国道から東側の部分、できたところもございますが、残りの部分がまだまだできておらないところも多くございます。引き続き交渉を行いながら、工事の方を進めてまいりたいと思っておる所存でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

**下村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、説明いただいたように、2月末に仮設桁がかかったということかいな。とにかくこれから本格的な地下というんか、下水、ガス工事に入っていくということやんな。工期的にはかなりおくれれてきているでもない、予定どおりの工期で行けるんかい。それと、これからまだかなりかかるのか、日にち的に。

それと、今、部長おっしゃるように、もちろん国交省と協議せなあかんけど、逆に国道から東向いての間に、用地買収がようけ残っているわけか。ほとんどできたんの違うの、まだ残ったの。それやったら、今のうちに急ピッチでばんと土地を買うとかんと、今のJRの架道橋の完成できたは、いやまだ道路は完成できまへんねんでは、やっぱり困ると思うし、今のうちにきちっとやって、今はJRの委託工事やから、JRはJRで任しといたらいいけど、それ以外の国道から市で直接工事せんなんところについては、もう同時にやっていくぐらいにやっつかんと、せっかくできながら、経済効果を考えなんねから、その辺を早急に用地買収して工事に着工するように努力願いたいと思います。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部の増井でございます。

ただいまの岡本副委員長のご質問でございます。その写真にありますように、③の写真でございます。これが桁の夜間の工事でございます。最終の電車を1本取りやめて、桁の工事を、金曜日、土曜日という形で2月23日、24日で行っていただいている状況の写真でございます。②がかけ終わった後の写真となっております状況でございます。先ほど委員おっしゃっていただきましたように、この桁の工事が終わらないと、これから後、仮設という形で下水道とかの移設を行うわけですが、矢板にぶら下げていくとかというような状況もありますので、これができないと、下の埋設物の移設もできなかったというのが、本来の形から少しおくれしておると。全体的なJRの工事の進捗等につきましても、今は約4分の1が終わった程度というふうに聞いております。ただ、これからの工事の進捗状況等も踏まえながら、どのようになっていくのかというのは、まだ不明確な部分がございますので、逐次また報告はさせていただきたいと思っております。

それから、国道から東部分につきましても、全て用地買収は終わりました、架道橋までは。といいますのも、国道から東の部分は納税猶予が入っておった関係がございまして、それが切れるのを待って、地権者様と交渉というか契約の経緯になったわけでございます。ただ、

そこには水路も通っております。また、それが国道を横断している管、横断管がその水路で、そこが拡幅となるというところで、大字土地改良区、柿本土地改良区とかからのご意見もいただきながら、いろいろと協議をさせていただいた中で、工事のやり方、どういう位置にどういう形で水路を設けていくのかと、また地権者様の土地の残地の部分というか、一部を道路用地としてご提供いただくわけでございますので、その辺の取り合い部分とか、いろいろと地元との協議もしてきた中、また国道との協議もあったというところで、遅くなってしまったというのが主な要因でございます。努力はいたしておりますが、なかなか進んでいかないというのも現状でございます。工事につきましても、JRのこういう大きなものを仮設していくという中で、非常に大型のクレーンがここに備わったりというところもございます。いろんな部分での安全確保、また周辺への影響も考えながら、今後できる範囲内で一生懸命工事の方もやりながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

**下村委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 国鉄・坊城線については、新たに議員になられた方も、この状況を見たら、ああそやなというふうなことやろけれども、副委員長もこの経過がようわかっていると思うけども、もともと新庄町、笛堂というところは、24号線から大型の車が入るところが全然ないと。ぐるぐるぐるぐる土手を回ってからしか入れへんというふうなことで、旧新庄町のときにこの話がずっと出てきたわけ。それで、合併のときに、契約まで行ったやつをぼんと否決されたわけです。その否決された部分を、ずっとその当時当間との合併で、当間の人らもこの事情がわからへんもんやから、こんな大きな金を使えるかと。10億円か何ぼの金やったと思う、11億円か10億円の。それで、JRとの契約やってんのをぼんと契約を否決されたわけや。それで、再度議員さんらにどういう条件やったらと言って、そういうことをずっと働きかけて、そしてはっきりとこれは特例債にのせてくれと。特例債にのったさかいに、単費やったら2億5,6,000万円か、1億円、2億円、何せ10億円のやつをそんだけの補助金が出るようになった、特例債を使うから。そういうふうな事情がある中での、はっきり言って、副委員長なんか、これの東のとこなんか、一生懸命買収も行って、これを広げて、何でやっているかというたら、笛堂の人らのこともあるけれども、これが聞きたいけど、そういう事情でこれをやっているわけやん。ただ、笛堂だけのことでやってのと違うて、これをずっと行ったら大和高田市境界があるわけでしょう。その大和高田市境界との話もしながら、最終的には葛城市側の道へきちっと行ってこそ、これが生きてくるわけやから、24号線からのやつ。こういうふうな見通しも立ててもらって、もう一方は西向いて行けというんで、イムラ封筒のところは行っていますよ。これは、相当補助金のもらい方、特例債のあれで、24号線から東だけやいうのんを、同じ事業やったら補助せえへんさかいというて、西のやつも加えての補助をもらいながら考えてきたやつやから、そこらも含めて、都市整備部長、東の方も大和高田市とのつながりがあるわけですさかい、そいら辺も含めて、そら一気にはできやへんやろと思うけども、そういう見通しを立てながら、ここの部分はここの部分やけど、全体の見通し

を立てながら事業を進めていただいていたのかどうか。このところをきっちり、いやいや大和高田市とも話しし、こういうふうに思てんねんというのやったら、これは市長なのか都市整備部長で話できるのか知らんけれども、そこらができて、初めてこの道が生きてくると思うんやけれども、そこの考え方を教えてほしい。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** ただいまの西川委員のご質問でございます。今、主には国道から架道橋までの説明しかしておりませんが、国鉄JR線から東側の部分、笛堂区域内に入りますが、そちらの方についても順次行っていくというところで、一部用地の買収等の行った部分もございます。順次用地交渉もしながら、東向いていくというところで、大和高田市との話し合いにつきましても、私らは直接まだ行っておりませんが、私が来る前から、大和高田市との話もできておるというところで、大和高田市の方については、やはり大和高田市での施工という形になりますので、そちらはそちらの判断でしていただけるものということで認識をしているところでございます。笛堂領域につきましても、前回、前々回でしたか、6月ぐらいに増田委員のご質問もございました。全然来てもうていないという地権者様のお話も、委員も聞いておられると思います。まだなかなか進まない方の用地買収も行かなければならないわけでございますが、まず直近のところのお話をさせていただいた中で、順次進めてまいりたいと思いますので、その辺でご理解のほどを賜りたいと思います。

以上でございます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項等がございましたら、お受けいたしたいと思います。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

岸本理事。

**岸本企画部理事兼企画政策課長** 企画部理事岸本でございます。よろしくお願いたします。

公共バスの運行状況についてでございます。9月の総務建設常任委員会におきまして、6月までの実績等について報告を行わせてもらっておりますので、その後、平成29年7月から12月の実績等についてご報告させていただきます。

平成29年7月から12月27日までの180日間における1日当たりの利用者数につきましては、環状線ルートが86.30人、ミニバスルートが44.02人、合計130.32人となっております。こちらにつきましては、4月から6月の1日当たりの139.40人に比べまして、9.08人の減となつ



ております。また、平成29年4月当初から12月27日まで271日間の利用状況につきましては、環状線ルートが87.22人、ミニバスルートが46.14人、合計133.37人となっております。こちらにつきましては、平成28年度の1日当たりの136.10人に比べまして、2.73人の減となっております。

また、1日当たり曜日別の利用状況につきましてでございますが、月曜日が104.86人、火曜日が147.14人、水曜日が143.37人、木曜日が142.85人、金曜日が151.10人、土曜日が124.12人、日曜日が108.19人となっております。大和高田市民病院やゆうあいステーション、いきいきセンターの休みに当たります土日月の利用が少ない傾向にあります。

また、利用促進に向けての対策がございますが、利用者が指定いたしました出発バス停から到着バス停までの時刻を抜き出しましたマイ時刻表の発行状況につきましては、平成28年度が102件、平成29年度現在までで42件、合計144件となっております。さらに、スマートフォンアプリナビタイムやジョルダンへのコミュニティバスの時刻情報の掲載も9月より行っております。また、地域公共活性化協議会、いわゆる法定協でございますが、今度3月に開催を予定しております、そのときには、実績報告また平成30年度のスケジュール案、新運用体系に向けての検討に入らせていただく予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明、報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

増田委員。

**増田委員** 法定協で、いろいろと今後の大改正といえますか、また編成、再編に向けてご検討いただくということでございます。ただ、私ら議員に対しても、それから各方面、いろんな方から、公共バスについてのご意見は頂戴をしております。法定協の中で全部その意見が把握できるかどうか、もしくは法定協の中で、今後、市民の多くの皆さん方からのご意見を拝聴するためのいろんな手法、アンケート、広報紙による何々とか、いろんな手法があるかとは思いますが。時間的にこれからとは思いますが、十分な意見集約の方法をご検討いただいて、より多くの方にちゃんと使っていただけるような、ご意見を拝聴して反映できるような、そういう協議会にさせていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**下村委員長** 飯島部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。

ただいまの増田委員のご指摘、大変参考になると思っております。今後、法定協議会、平成31年度以降全面的な見直しということも、既に一般質問のご答弁等で申し上げているところでございますけども、そうなりますと、法定協議会の回数もふえてまいりますし、法定協議会の結果等につきましては、議員の皆さんにも全員協議会等の場での報告というのをさせていただきますと考えているところでございます。

また、アンケートというお話もございましたけども、これにつきましては、平成30年度予算におきまして、地域公共交通活性化協議会補助金というものを計上させていただいております。ちょっと詳しくは予算特別委員会で審議されるべきものになるかと思うんですけども、こちらは協議会の方に補助金をお渡しした上で、協議会の方で、議員の皆様は特にデマ

ンド交通というものに非常に強い関心を持たれておりますので、そういった新しい形態の検討についても含めての調査の委託というのはさせていただくことになります。その中で、アンケートという手法も1つのアプローチとして検討として適切でないかと思っておりますので、それも含めて、考慮に入れて今後取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** よろしくお願ひします。といいますのは、以前からいろんなものを進められるときに、いやいやこれはもう協議会でいろいろとご審議願ったんでと言って、法定協議会なりいろんな協議会に決めてもうたから、もうそれで行きますねんみたいな話で、いろんな難問をそういう広く意見を聞く機会をなくしたといいますか、十分とらないで、丸投げみたいな形になった例もあるように記憶しておりますんで、そういういろんな多方面からの意見の集約方法というのもご検討願ひたいというのが、私が言いたかった内容で、それをちゃんと部長、ご解釈いただいたんでありがとうございます。

あとデマンドというのは、先ほど部長からもお話がございましたように、議員の皆さん方も関心があるということで、一般質問等でも複数の議員の皆さんのご意見が出ておりました。委員長に提案なんですけれども、総務建設常任委員会の研修に、ぜひともデマンド実施市町村の研修を入れていただけたらありがたいなと、それをよろしくお願ひします。

**下村委員長** 今すぐ即答はできませんけれども、副委員長とも相談、また委員の皆様にもお声がけをいたしまして、できるだけ増田委員の要望といいますか、応えていきたいようにいたしたいと思ひます。

ほかにございませぬか。

松林委員。

**松林委員** デマンド交通ということで、あと1年ほどでデマンド型交通の実施ということになるかと思ひますけれども、イメージ的にどのような形で乗り合いになるのか、香芝がやっているような乗り継ぎ箇所を多数設置して乗り合い型になるのか、今の巡回バスを利用するか、そこら具体的にイメージできるのは、大体いつごろになるんでしょうかね。具体的にどのような形になるという、進捗状況にもよると思ひますけれども。

**下村委員長** 飯島部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。

ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。まず、こちらの見直しにつきましては、現行のコミュニティバスの再編というところから、まずスタートをしてまいりたいと考えてございます。まず、基本的な考え方といたしましては、そもそもこのコミュニティバスが生まれてきた背景としましては、特に鉄道とか路線バスの走っていない交通空白地帯における、特に車とかをお持ちでない交通弱者の方に向けてのサービスであるといった原点に立ち返って検討するべきであると考えております。また、市内既存の公共交通機関、その中でも路線バス、電車、タクシー等々ございますので、そことの連携をすることによって、より安価で効率的な運用というのが実現されるといった考え方のもとで、再編というのを進めてまいりたいと思っております。

そういった中での1つの手法としてのデマンド交通といったものもごございます。松林委員おっしゃったとおり、デマンド交通も定路線型からドア・ツー・ドア型までいろいろ幅広くございまして、そのどれを導入するかどうかということも含めて、先ほど申し上げた地域公共交通活性化協議会補助金、これは当然平成30年度の予算としてお認めいただいた場合ではございますけども、そちらを協議会の方でご活用いただく形で、詳細に検討してまいりたいと考えているところでございます。

検討のスケジュールでございまして、ひとまず3月に1回法定協議会がございまして、そちらでは今年の6月に国土交通省との関係で申請の必要がございますので、まずは6月の申請に向けた協議というのをさせていただく必要がありますので、これについては、現状の運行形態、ルートを前提とした検討ということになってまいるかと思っております。ですので、新しい交通形態も含めたさらなる検討というのは、その先ですね。具体的に申しますと、平成31年6月にまた同じような申請がございまして、そのタイミングまでに結論を出した上での申請という形になってまいると思っております。

**下村委員長** 松林委員。

**松林委員** 平成31年4月からデマンド型交通は稼働して、そのあとまた更に6月に、それが前提ではないんですか、一応計画的には。まだ予算もあれですけども。

**下村委員長** そしたら、副市長、端的にお答え願いたいと思います。

副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございまして。話が長くて申しわけございません。

ただ、1つちょっと先ほどから、これは増田委員のご質問にもありましたが、法定協議会なるものを理解しようとする、そもそも道路運送法の方の体系をベースとしてご理解いただかないと、なかなかわかりにくいものかと思っております。法定協議会自体は、これの事務局も実は企画政策課の方でいたしておりますので、決して丸投げというわけではございませんが、そもそもなぜこのようなものがあるかということなんですが、基本的に例えば奈良交通にせよ、JRにせよ、近鉄にせよ、あるいは各タクシー事業者にせよ、民間事業者が採算ベースで、当然もうかることをやっておられると。もうからないことについては、やはり損切りといたしますか、やめていくと。ところが、これがもともとは旧運輸省の認可制になっておりましたので、もうからないからといって、勝手にやめられなかったわけではございますが、これが道路運送法の改正によりまして、届け出制でやめられることができると。ところが、そうなりますと、どんどんどんどん勝手に赤字路線を撤廃されますと、地域の交通の足が確保ができませんので、そういった意味で、法定協議会なるものを設置して、地域のそれぞれの民間事業者がそれぞれ、ある意味利害、いろんなことを調整をいただいて、そこへ住民さん、大字の区長さんとかも入っていただいて、そのあたりの調整をします。調整のできたものに対して、それぞれ頑張って役割分担をしていくということで、そこに対して、本来民間の営業ベースの話に対して、現在の国土交通省の方の補助金を、経営補てんとして入れていくという枠組みがございまして、これはなかなか市だけでこうやりますと言えば、すぐに決められるものではなくて、そういった仕組みをいろんな考えの中でそうした知恵が出てき

て、そういった仕組みで運営されているということになっております。

ここにかけまして、法定協議会での合意のもとに、6カ月後からこういった形で体系を変えていくという届け出をいたしまして、そこから実施をされますので、松林委員のご質問に対して、4月からではないのかということにつきましては、新たな体系につきまして、いろんな十分な調査もしながら法定協議会でご議論いただいて、その上で届け出をして、そこからの実施になりますので、平成31年6月というのは最速のタイミングで、逆に言いますと、そこを目指して、非常にタイトでございますが、しっかりと対応を進めていくといったスケジュールでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 松林委員。

**松林委員** 平成31年6月を目指すということで、それまでいろいろ民間企業のそういうところと協議していくということだと思っておりますけれども、いずれにしましても、利便性の確保ということだけは、かたがた確保していただきたいということでよろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** 要望ということで、はい。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、お諮りいたします。道の駅かつらぎに関する事項について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、これら5つの調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**下村委員長** ありがとうございます。今の件については、私は委員長ですけども、委員長、副委員長、また議長、副議長と検討いたしまして、できるかどうかはわかりませんが、検討することでご配慮願いたいと思います。

ほかにございませんか。

梨本議員。

(梨本議員の発言あり)

**下村委員長** どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

下村委員長 どうもありがとうございました。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言をこれで終結いたします。

本当に長時間、本日は総務建設常任委員会ということで、時間ももう6時を越しましたけれども、それぞれの委員の皆さん方のご意見、本当にありがとうございます。また、最後には委員外議員の皆さんにも貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

これできょうは委員会を閉じたいと思います。

閉 会 午後6時10分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 下 村 正 樹